



須坂市景観計画



目 次

第1章 景観計画の策定にあたって..... 1

- 1-1 景観計画策定の背景..... 1
- 1-2 須坂市の今までの取り組み..... 1
- 1-3 景観とは..... 2
- 1-4 須坂市における景観づくりの必要性..... 3
- 1-5 景観育成のための役割分担..... 4

第2章 須坂市の景観を取り巻く諸環境..... 5

- 2-1 人 口..... 5
- 2-2 地形・気候..... 5
- 2-3 土地利用と規制..... 6
- 2-4 建築物の階層..... 7
- 2-5 須坂市の歴史..... 7

第3章 須坂市の景観特性..... 9

- 3-1 景観要素の分類..... 9
- 3-2 各景観要素の特徴と代表的な景観資源..... 10
- 3-3 須坂市の景観資源分布図..... 17

第4章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）..... 19

- 4-1 景観計画区域..... 19
- 4-2 景観計画区域の地域区分..... 19
- 4-3 景観育成重点地区..... 21

第5章 良好な景観の育成に関する方針（景観法第8条第3項）..... 22

- 5-1 景観育成に向けた基本理念..... 22
- 5-2 景観育成の基本方針..... 23
- 5-3 地域区分ごとの景観特性及び景観育成に関する方針..... 26
- 5-4 景観育成重点地区..... 31



**第6章 良好な景観の育成のための行為の制限に関する事項
(景観法第8条第2項第2号) 32**

- 6-1 届出対象行為と事前協議 32
- 6-2 一般地域における景観育成基準 35
- 6-3 景観育成重点地区（須坂地区）における景観育成基準 41

第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針(景観法第8条第2項第3号) 44

- 7-1 景観重要建造物の指定方針 44
- 7-2 景観重要樹木の指定方針 44

第8章 良好な景観の育成のために必要な事項(景観法第8条第2項第4号) 45

- 8-1 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
(景観法第8条第2項第4号イ) 45
- 8-2 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ） 46
- 8-3 眺望景観の保全と育成 46

第9章 計画の推進に向けて 47

- 9-1 景観育成のための取組み体制 47
- 9-2 共創による景観育成の推進 47

資料編 49

- 資料1 マンセルカラー 50
 - 1-1 一般地域のマンセル値 50
 - 1-2 マンセル値とは 51
- 資料2 須坂市景観計画の策定体制と経過 53
 - 2-1 須坂市景観審議会 委員 53
 - 2-2 策定の経過 54



第1章 景観計画の策定にあたって

1-1 景観計画策定の背景

本市は、雄大な山地や河川など、四季折々の変化に富んだ豊かな自然に恵まれ、先人が築いてきた歴史的な資産や独自の文化が多く残されています。

この須坂らしい自然や歴史・文化が織りなす美しい景観を保全、育成するため2000年3月に「須坂市景観形成基本計画」を策定し、景観づくりに関する様々な取り組みを行ってきました。

その後、国において、魅力ある美しい国づくりのための基本的な考え方と具体的な施策について「美しい国づくり政策大綱」が取りまとめられ公表されました。その中の具体的な施策の一つとして、「景観法」が2004年4月に公布、翌2005年6月に全面施行されました。2013年10月には、本市も「景観行政団体」となり、「須坂市景観計画」を定めて運用してきましたが、これまでの運用経過や今後のまちづくり方針をもとに見直しを行い、計画を改定しました。

1-2 須坂市の今までの取り組み

本市が景観に関し、取り組んできた主なものは以下のとおりです。

■ 歴史的地区環境整備街路事業（身近なまちづくり支援街路事業）（1990年度～1991年度）

市内に残る歴史的町並みへの南部からの玄関口として重要な位置にある「豪商の館・寺内地区」の歴史的道すじを整備しました。

■ 須坂地区歴史的景観保存対策事業（街なみ環境整備事業）（1993年度～2009年度）

1993年度に市独自の「須坂地区歴史的景観保存対策事業」を創設、これに、1995年度からは国の補助事業「街なみ環境整備事業」を導入し、住宅や店舗、門、塀、広告物の修理・修景に補助金を交付することにより町並み整備と住環境の改善を行いました。

■ 景観育成住民協定の締結（1994年度～）

地区の景観育成のため、長野県景観条例に基づき認定された地区住民同士の景観に関する約束事であり、これまでに21件が認定されており、現在6地区で活動を行っています。

■ 歴史的建物維持保存活用検討委員会（2011年度～2012年度）

市内に数多く残る歴史的建造物の活用による維持保存策を検討していくために、実際に歴史的建造物を活用している方、積極的にまちづくりに携わる若者などからなる委員会を2011年7月に設置しました。

■ 花と緑のまちづくり事業（1995年度～）

花を育て愛する人づくりを行うことで、快適な生活環境と訪れる人にやさしく温かい魅力ある「ふるさと」づくりを市民の皆さんと協働により推進してきました。

■ 豊島地区 地区計画の決定（1995年3月）

豊島地区は、建築物の用途、規模、配置などについての制限を定めた地区計画により、景観の保全・形成に配慮した整備を行っています。

■ 須坂市景観形成基本計画の策定（2000 年 3 月）

旧長野県景観条例を受け、本市における景観形成に関する施策の指針を定めました。

■ 須坂市景観計画（2013 年 10 月）

景観法に基づいた須坂市景観計画を定めました。

■ 須坂市景観計画の改定（2022 年 3 月）

景観計画策定から 8 年が経過し、須坂市総合計画等が改定され、須坂長野東インターチェンジ周辺地区の開発や「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けた取組みなど新たなまちづくり方針にあわせ、景観計画の見直しと屋外広告物条例を策定しました。

1-3 景観とは

「景観」とは、私たちが日常で目にする山や川の自然、建造物や町並みなど、「風景」や「景色」と呼ばれる眺めそのものだけでなく、花の香りや小川のせせらぎ、雪の冷たさなど、人間が五感で感じられるものも含まれます。

さらには、その土地の歴史、文化、都市活動や日常生活から生じる雰囲気も、「景観」として捉えることができます。そのため、「景観」は見る人の感じ方によって異なります。

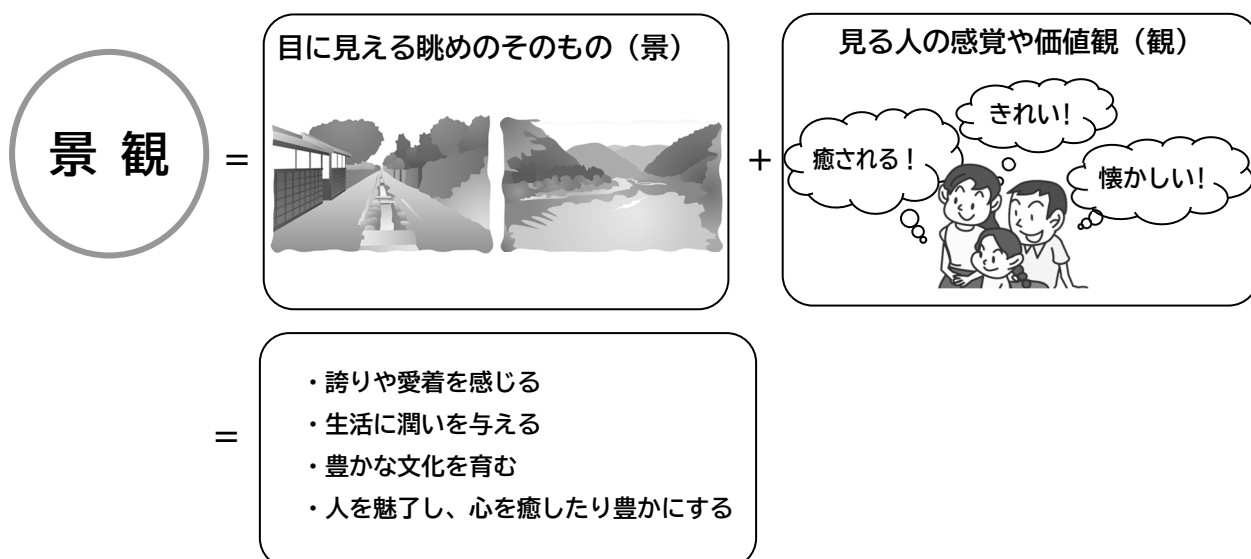
「良好な景観」とは、単なる「きれいな眺め」というだけではなく、見る人が「誇りや愛着を感じる眺め」でもあります。

「良好な景観」は生活に潤いを与え、豊かな文化を育み、そこに生活する人や働く人、さらには訪れる人をも魅了し、心を癒したり豊かにしたりします。

「良好な景観」は、すぐに出来上がるものではなく、長い年月をかけてそこに住む人たちが創り守り育てていくものです。景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年と言われるように、新しく創られた景観も時間の経過とともに私たちの生活に溶け込み、風土となっていくます。

このように、自然や歴史・文化などの反映である地域の特徴的な景観は、まちづくりや観光の資源でもあります。

また、景観を考えると建築物や工作物は、それぞれ私有物であったとしても、それらが創り出す風景は公共のものであり、建築物や工作物の外観は公共性を有していると言えます。



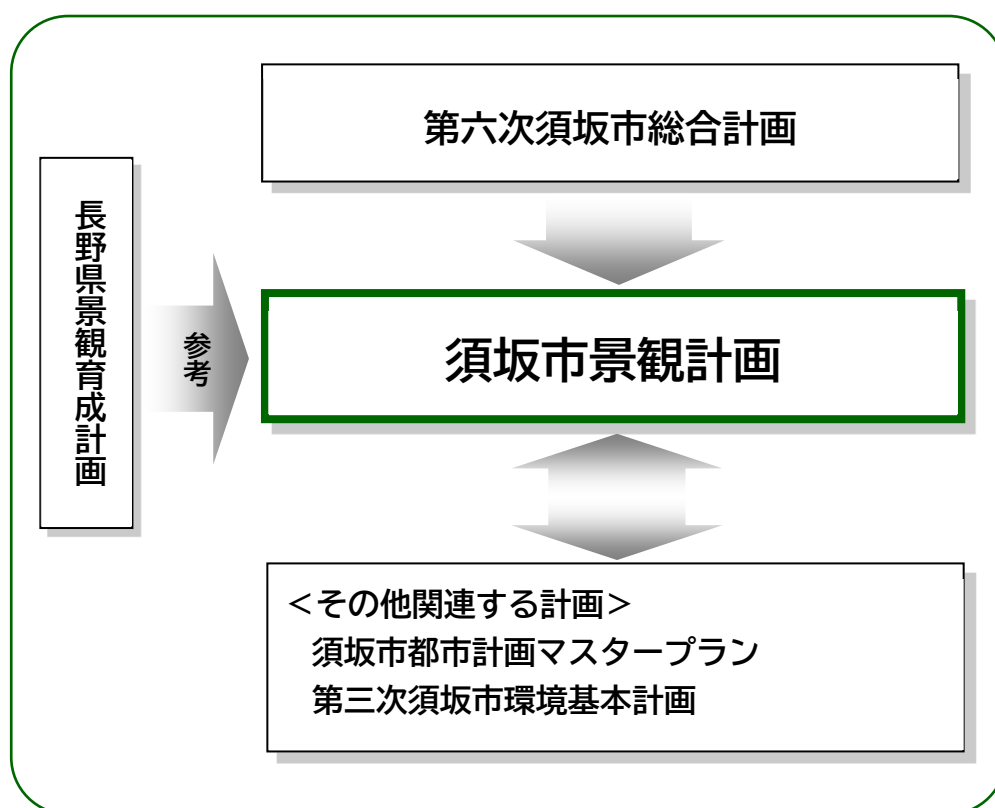
1-4 須坂市における景観づくりの必要性

市民アンケート調査では、町並みや自然風景などの「景観」について75%の人が、日頃から考えることがあると回答し、52%の人が「良くなっている」と回答しています。景観を良くするために取組んでいることでは、「家の周囲の道路・側溝の掃除」、「敷地内の植栽」、「地区や団体の美化活動への参加」などの回答が多くありました。また、半数近くの人が建築物を建てる際の「高さ」、「道路や隣敷地からの距離」、「色彩」などを制限するルールを受け入れることができると回答しています。

小中学生アンケート調査、地域別懇談会を含めた中で「誇りや愛着を感じる景観」として意見が多かったのは、「桜に関するもの」、「眺望景観」、「臥竜公園」、「中心市街地の歴史的町並み」などで、一方で「改善したいなと思う景観」では、「道路や河川のごみ」、「荒廃農地」、「中心市街地の空き店舗等」などでした。

この結果から、多くの市民の皆さんが日頃から「景観」に対して関心を持ち、自ら景観を良くする取組みを行い、須坂市の景観に誇りや愛着を感じています。一方で、より良い景観を育成するためには、制限を含むルールがあっても良いと考えていることが分かります。

また、本市の上位計画である「第六次須坂市総合計画」や「須坂市都市計画マスタープラン」等の個別計画と整合を図り、景観づくりの方針やそのための行為の制限などを定めた「須坂市景観計画」を改定し、本市の特性をいかした魅力ある景観づくりを進めていきます。



1-5 景観育成のための役割分担

良好な景観の育成を推進するためには、市民・地域・事業者・市が景観育成に向けて共通の認識を持ち、お互いの役割と関わりを理解し、信頼関係のもとに「共創」の精神で取組むことが必要です。

(1) 市民の役割

- 自らが景観育成の主体であることを認識し、積極的に取組むものとします。
- 市が実施する景観育成に関する施策、また地域で行う景観育成に関する取組みに協力するものとします。

(2) 地域の役割

- 地域における景観育成の重要性を認識し、積極的に取組むものとします。
- 伝統文化や伝統行事などは、地域の歴史文化を伝える景観として重要であることを認識し、末永く後世に残すよう努めるものとします。

(3) 事業者の役割

- 自らの施設及び事業活動が景観に影響を与えることを認識し、地域の景観に調和した施設の整備をはじめ良好な景観の育成に努めるものとします。
- 地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重し協力するものとします。
- 市が実施する景観育成に関する施策に協力するものとします。

(4) 市の役割

- 良好な景観育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。
- 景観育成に関する施策の策定及び実施にあたっては、「市民」、「地域」、「事業者」の意見を反映させるよう努めるものとします。
- 「市民」、「地域」、「事業者」などが良好な景観育成に理解を深め持続性を持って取組めるよう、景観に関する知識の普及その他取組みに対する必要な支援を行うものとします。
- 市は、その管理に属する公共施設の整備等を行うときは、良好な景観育成の先導的な役割を果たすものとします。

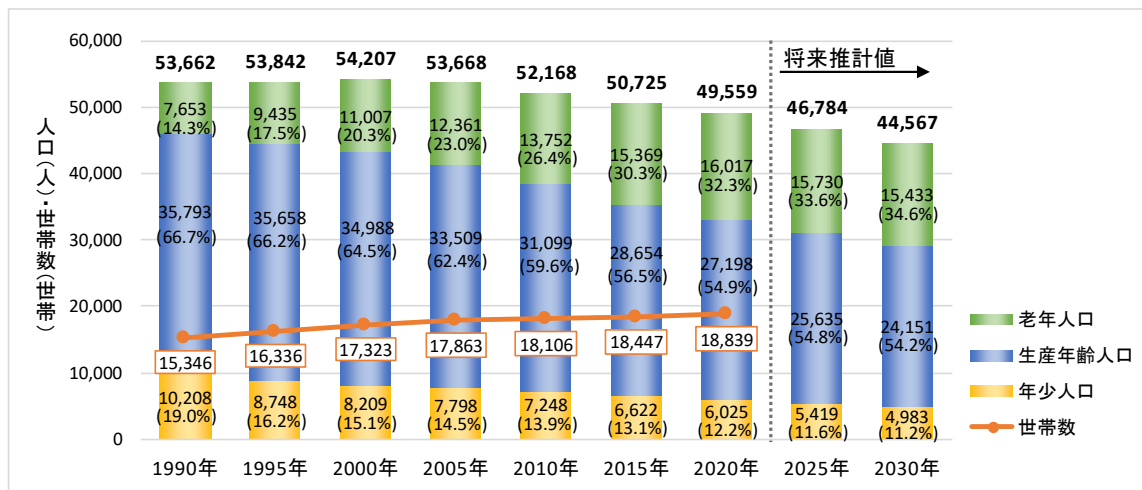


須坂駅前ロータリー花壇

第2章 須坂市の景観を取り巻く諸環境

2-1 人口

人口について国勢調査結果をみると、2005年には減少に転じ、2020年には5万人を下回りました。また今後も人口は減少していく見通しです。



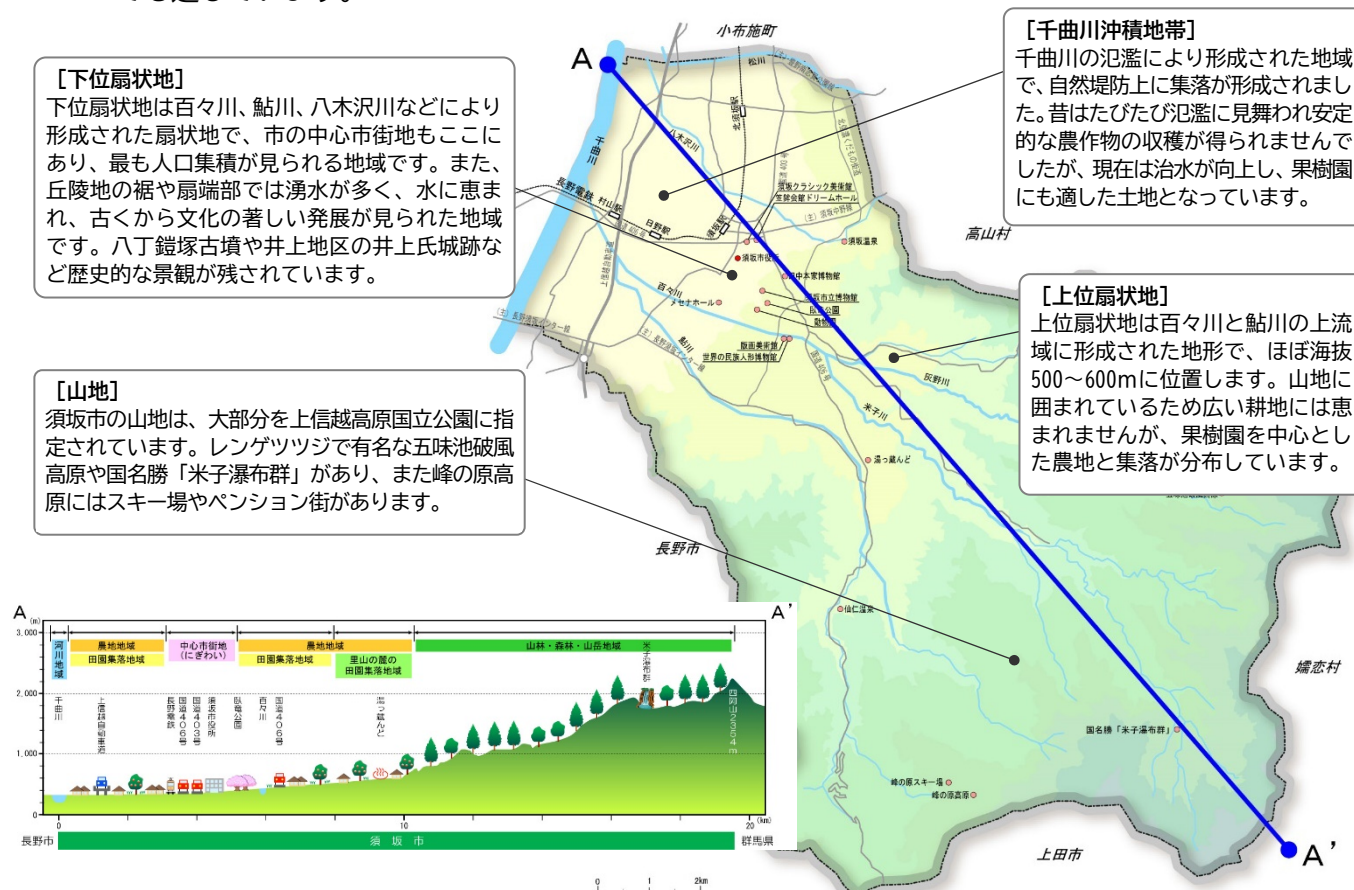
1990年～2020年：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

2025年～：社人研『日本の地域別将来推計人口』

2-2 地形・気候

本市の地形は東部の山地や千曲川へ傾斜した扇状地、千曲川沖積地からなり、坂の多い特性から北信五岳、北アルプス、長野市街地などの眺望に優れています。

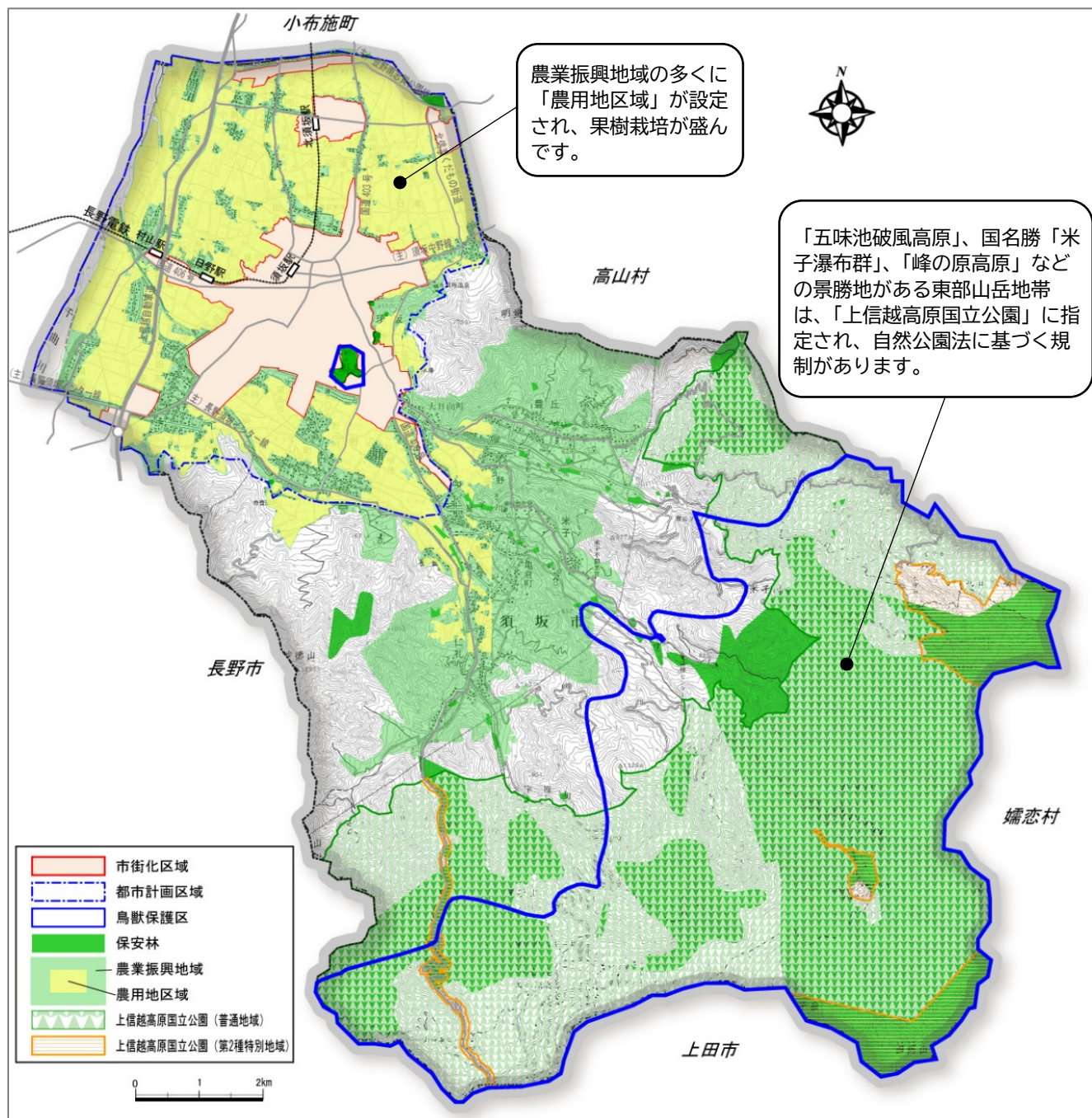
気候は、内陸性気候で降水量が少なく、気温は年較差・日格差ともに大きく、果樹栽培にとっても適しています。



2-3 土地利用と規制

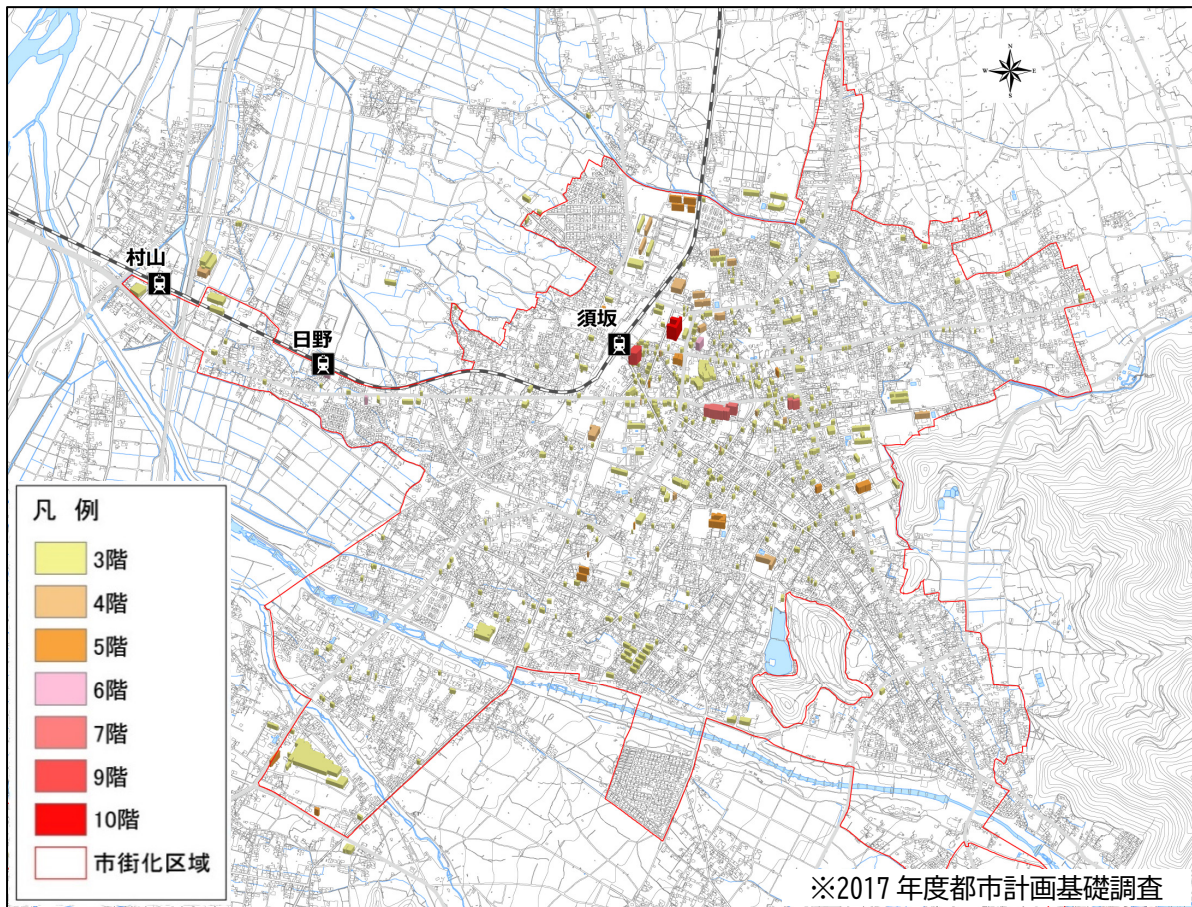
本市では市街化区域及び山地を除く地域は、概ね「農業振興地域」に指定されており、その多くに「農用地区域」が設定されています。

また、市域の南東側の山岳地帯は「上信越高原国立公園」に指定されており、ペンション街やスキー場・スポーツ施設がある「峰の原高原」、国名勝「米子瀑布群」、レンゲツツジで有名な「五味池破風高原」などの景勝地があります。



2-4 建築物の階層

高階層の建築物は須坂駅東側の中心市街地に立地がみられます。建築物の大部分は6階以下（およそ18m以下）ですが、最も高い建築物では10階建てのがあります。



2-5 須坂市の歴史

古 代

本市に人が住み始めたのは旧石器時代で、今から約12,000年前の縄文時代草創期の遺跡である仁礼の「石小屋洞穴」からは日本で最も古い時期の土器が出土しています。

縄文時代は狩猟採集中心のくらしで約10,000年続きました。弥生時代になると稲作が始まり、須坂園芸高校校庭遺跡（現須坂創成高校グラウンド）にみられるように、湧き水が豊富な扇状地の端に村ができ、千曲川によって形成された湿地などで農業が行われるようになりました。その形態は古墳時代に引き継がれ、ますます盛んになり集落は発達し、この頃、「八丁鎧塚」に代表される古墳が数多く造られました。

中 世

信濃源氏として知られる井上氏をはじめ、須田氏、高梨氏などの武士がこの地を支配し、作物や商品が遠い地方まで運ばれるようになると、交通の便利な場所に人が集まってきました。

また、山田及び仁礼両方面から下ると落ち合う、現在の中心市街地付近に「市」が立ったことが須坂の町並みの発生と考えられ、その後交通要路として整備された街道に沿って十字状に発達していきました。

江戸時代

須坂藩主堀氏の陣屋町建設により町並みは発展し、河東地域での有力な商業の町になりました。また、福島から出発して上州（群馬県）大笹に通じる大笹街道は、主に穀物や油を運ぶ街道として栄え、当時の面影が福島宿や仁礼宿の町並みとして残っています。また、須坂地方の村々は、須坂領・松代領・幕府領に属していましたが、各領主は川沿いや山地の傾斜地などで新田開発を積極的に進めました。

明治・大正・昭和以降

<蔵の町並み>

江戸時代から養蚕や座繰り製糸が盛んに行われるようになり、明治時代になると傾斜地の特性をいかした水車動力による器械製糸が導入され、近代工業の基礎を確立しました。大正時代、製糸業は全盛期を迎え、世界に知られた生糸の町になりました。

現在、市内に数多く残る土蔵造りの建築物の多くは、生糸の保管蔵や店蔵として江戸後期から昭和初期にかけて建てられたものです。建築物の外壁や基礎には特徴ある技法や工法がみられます。

昭和になると、1929年の世界恐慌やナイロン繊維の発明により製糸業は衰退し、替わって、戦後は電子工業が急速に発展を遂げました。桑園は果樹園に代わり、りんごやぶどう栽培が盛んになり、今では市を代表する農産物となっています。

<地域に残る近代洋風建築物>

本市には、明治・大正時代に築かれた歴史的な建造物が多く残されています。

1883年に建設された擬洋風建築の旧園里学校や1917年に建設された近代洋風建築の旧上高井郡役所は、当時の洋風建築の粋を集めて造られた建築物で、現在は市民の交流や各種歴史資料の収集・整理を行う施設として使用されています。また、昭和初期に建設された旧高甫農村図書館も村おこしの青年の意気込みがうかがえます。



製糸業で栄えた蔵の町並み



旧上高井郡役所

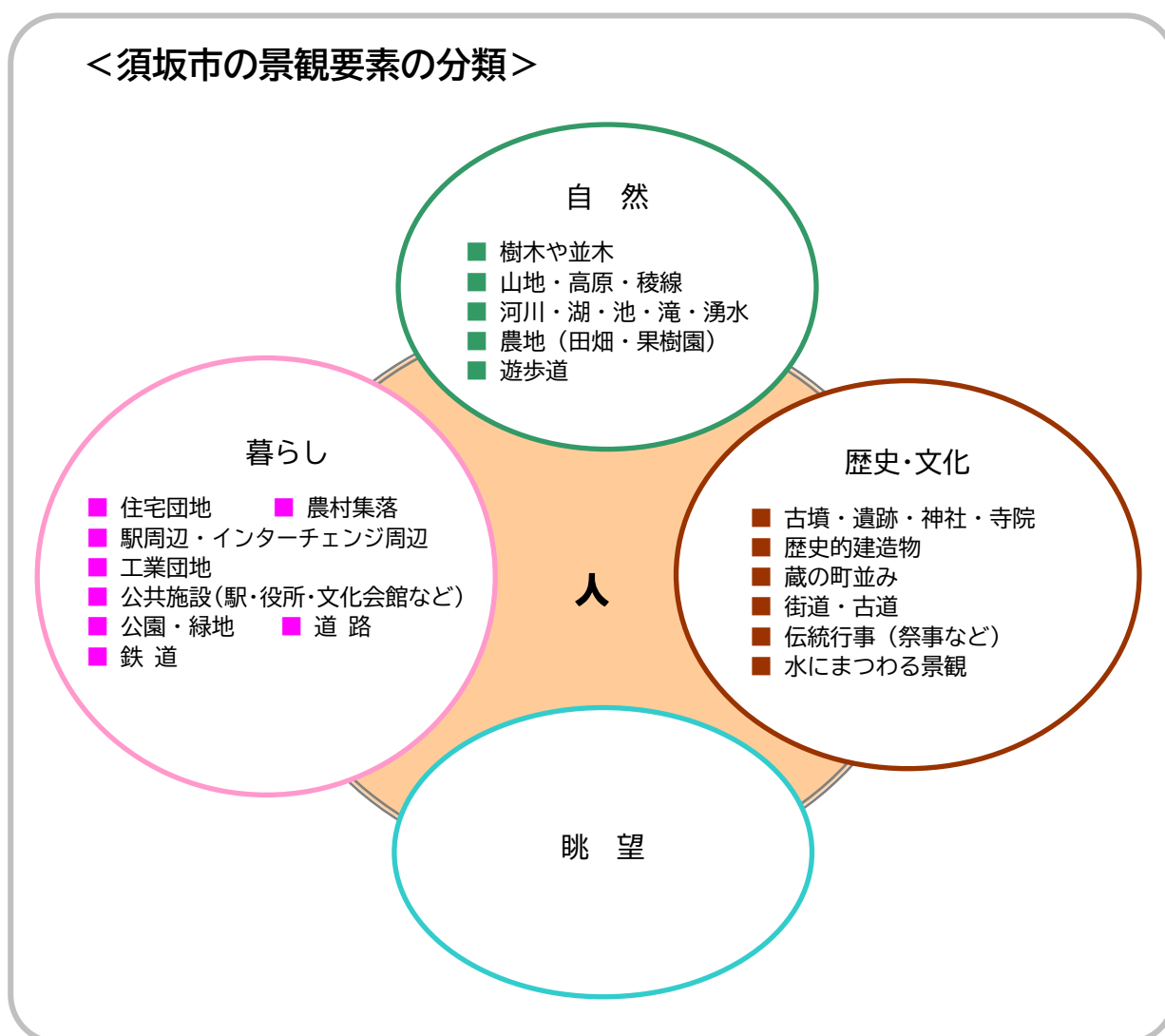
第3章 須坂市の景観特性

3-1 景観要素の分類

本市は、山地とそこから流れる百々川や松川などから形成された扇状地及び千曲川沖積地からなり、豊かな自然に恵まれ、その地形や気候から果樹栽培が盛んで、良好な眺望にも恵まれています。

製糸業で栄えた歴史を背景として、中心市街地には土蔵造りをはじめとした建造物が多く残り、歴史的な町並みを形成しています。また、太古の人々が築いた古墳をはじめとする遺跡などが市内に数多く残っています。

本計画では、景観要素を「自然の景観」、「暮らしの景観」、「歴史・文化の景観」、「眺望の景観」の4つに分類しますが、その背景には常に私たち「人」が景観を観る、景観を創造する、景観を保全する、景観を継承する主体としているものと考えています。



3-2 各景観要素の特徴と代表的な景観資源

分類ごとに景観要素の特徴と代表的な景観資源を以下に示します。

(1) 自然の景観

■ 樹木や並木

市内には象徴的な桜をはじめとする樹木が多く点在し、一部は市指定文化財になっています。それらは見た目の美しさとともに、市やその地区のシンボルともなっています。

また、桜だけでなく、河川沿いの水防林の松や文化財に指定されているクヌギなど、樹木は本市の景観を語る上で外すことのできない要素です。



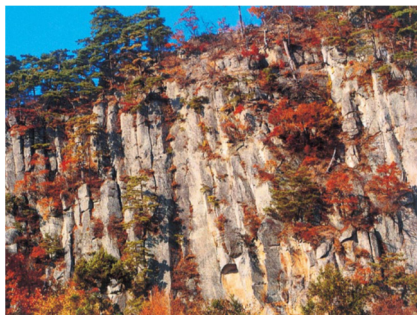
延命地藏堂のエドヒガンザクラ



妙徳山の桁の巨木

■ 山地・高原・稜線

本市は三方を山々に囲まれ、市内各所から山地やその稜線を見ることができます。また、市の東部には市を代表する観光地である「五味池破風高原」や「峰の原高原」があり、新緑、紅葉、雪景色、高山植物と季節や標高により移ろいゆく「山」の景観が見られます。



みのどう山の切り立った山肌



峰の原高原

■ 河川・湖・池・滝・湧水

扇状地からなる本市は多数の河川が千曲川に向かって流れ、そこから延びる用水路や湧水群も見られるなど、豊富な水資源があります。また、鮎川・宇原川・八木沢川などでは「ホタル」の生息も確認されており、水辺景観は貴重な自然景観の一部となっています。

さらに、五味池破風高原や国名勝「米子瀑布群」などの壮大な景観があります。



八木沢川



国名勝「米子瀑布群」

■ 農地（田畑・果樹園）

多くの農地は扇状地に広がり、日当たりの良い地形と長い日照時間、昼夜の気温較差により、果樹栽培が非常に盛んです。また、千曲川沖積地帯の井上・日野・豊洲地区は水田が広がり、仁礼・豊丘・米子などの山間地域ではその地域特有の田園風景が見られます。

果樹地帯では、春にはもも、りんごなどの花が咲き誇り、秋にはたわわな実をつけます。山間地では石積みによる棚田などにより良好な景観を創り出しています。



平地部に広がる水田



ぶどう畑

■ 遊歩道

山々に恵まれた市内には遊歩道や登山道があります。歴史的遺跡を結ぶ「井上の大城・小城」の遊歩道や、自然や眺望を楽しむ「坂田山共生の森」の遊歩道、また山岳レジャーを楽しむための「登山道」があり、景観要素の一部を構成しています。



臥竜山の遊歩道



根子岳への登山道

（２）暮らしの景観

■ 住宅団地

1960年代につくられた旭ヶ丘や北旭ヶ丘団地と隣接して「光ヶ丘ニュータウン」がつけられ、大規模な住宅団地が形成されています。

また、豊島団地は良好な住宅環境の維持のため、都市計画法における地区計画が定められています。



旭ヶ丘団地



豊島団地

■ 農村集落

農地と集落からなる地域も存在します。特に、仁礼・豊丘・米子地区では里山の原風景が、また、千曲川の沖積地帯にあたる井上・日野・豊洲地区には水と共生した風景が色濃く残ります。農地と集落が一体となった景観は後世に残す貴重な資源です。



豊丘



米子

■ 駅周辺・インターチェンジ周辺

本市には、「須坂駅」と「須坂長野東インターチェンジ」の2つの玄関口があります。さらに長野市方面からの「村山橋」、小布施町方面からの「松川橋」などがあります。これら玄関口のイメージは、そのまま本市のイメージに繋がります。



須坂駅前通り



須坂長野東インターチェンジ周辺

■ 工業団地

高速道路へのアクセスが良好な市内には、幾つもの工業団地があります。須坂長野東インターチェンジ周辺の工業団地や、松川工業団地、日滝原産業団地には業務施設が立ち並び、本市の活力を示す景観要素となっています。



インター須坂流通産業団地（井上）



日滝原産業団地（日滝）

■ 公共施設（駅・役所・文化会館など）

多くの人が集まり利用される駅、学校、文化会館、美術館、博物館などの公共施設は、地域の拠点として日常の生活空間に溶け込み、身近な景観を構成する要素となっています。



上高井教育会館



メセナホール

■ 公園・緑地

市民の憩いの場として昔から多くの方に愛されている臥竜公園があります。また、百々川緑地はマレットゴルフコースなどを併設し、多くの人々で賑わっています。眺望に優れた須坂市には、見晴らしの良い公園が数多くあり、潤いのある空間を形成し重要な景観要素となっています。



臥竜公園



百々川緑地

■ 道路（沿道植栽）

北信濃くだもの街道、（主）長野須坂インター線などの沿道は、多くの花々が植栽され、沿道の土地利用と併せて道路景観は重要な景観要素の一つとなっています。



北信濃くだもの街道



（主）長野須坂インター線

■ 鉄 道

市内唯一の鉄道の公共交通機関である長野電鉄長野線は、全国的にも珍しい道路との併用橋の村山橋や果樹園地帯など様々なところを通り、車窓や沿線からの景色が楽しめます。特に、春先に見られる一面桃の花に囲まれた村山橋や市道須坂駅旭ヶ丘線と平行する区間は特徴的な景観を創り出しています。



鉄道道路併用橋の村山橋



道路と併走するゆけむり号

(3) 歴史・文化景観

■ 古墳・遺跡・神社・寺院

市内には古代氏族の古墳が数多くあり、その中でも八丁鎧塚古墳は県史跡に指定されています。井上地区には、こちらも県史跡に指定されている信濃源氏の井上氏に由来する城跡群があり、そのほか市内には、普願寺や墨坂神社に代表される多くの寺社があります。これらは生活空間に溶け込み、歴史を語る景観要素としてとても重要です。



墨坂神社



普願寺

■ 街道・古道

旧須坂町の中心部では、谷街道と大笹街道が交わり、そこはまた山田街道の起点でもあったことから交通の要衝となっていました。郊外では、大笹街道の起点に今もその面影が残る福島宿が、上州を通り江戸に向かう街道沿いには山越えに備えた仁礼宿がありました。

また中心市街地には、庶民の生活を支えた通りと通りを結ぶ「小路」があり、今でも当時の面影を残しています。



銀座通り（旧谷街道）の町並み



青木屋小路

■ 伝統行事（祭事など）

祭事などの伝統行事は、その地域の歴史や風土を語り、地域文化にかかわる景観として重要なものです。須坂祇園祭、米子不動尊の諸行事、花火大会、須坂えびす講、須坂カッタカタ祭りなど須坂の代表的な伝統行事があります。

< 須坂の主な伝統行事等 >

1月	どんど焼き	7月	祇園祭、納涼花火大会、須坂カッタカタ祭り
2月	芝宮神宮節分	8月	御射山祭
3月	太子祭	9月	米子不動尊お山下り
4月	臥竜公園桜まつり、臥竜山観音祭	10月	大谷不動尊お山下り
5月	米子不動尊大護摩、花祭り稚児行列 大谷不動尊お山登り	11月	須坂えびす講
6月	米子不動尊お山登り	12月	



須坂祇園祭 笠鉾巡行



須坂カッタカタ祭り

■ 水にまつわる景観

千曲川沿岸の沖積地帯では台風や大雨の度に水害に悩まされてきました。そのためこの地域には川の氾濫から家屋を守るため、屋敷の周囲に自然石を積み上げ地盤を嵩上げた「石積み」の集落を見ることができます。また、千曲川の浸食により形成された「河岸段丘」が見られ、これらは水にまつわる歴史を語る重要な景観要素となっています。



中島の石積み



小河原の河岸段丘

(4) 眺望景観

本市は、山地とそこから流れる百々川や松川などから形成された扇状地及び千曲川沖積地からなり、東から西に下る標高差ある地形となっています。この地形特性から東部の標高の高い場所からは、眼下には須坂市街地や田園集落、その先に千曲川、長野市街地が開け、遠くには北信五岳や北アルプスを望むことができます。



臥竜山からの眺望



井上山からの眺望

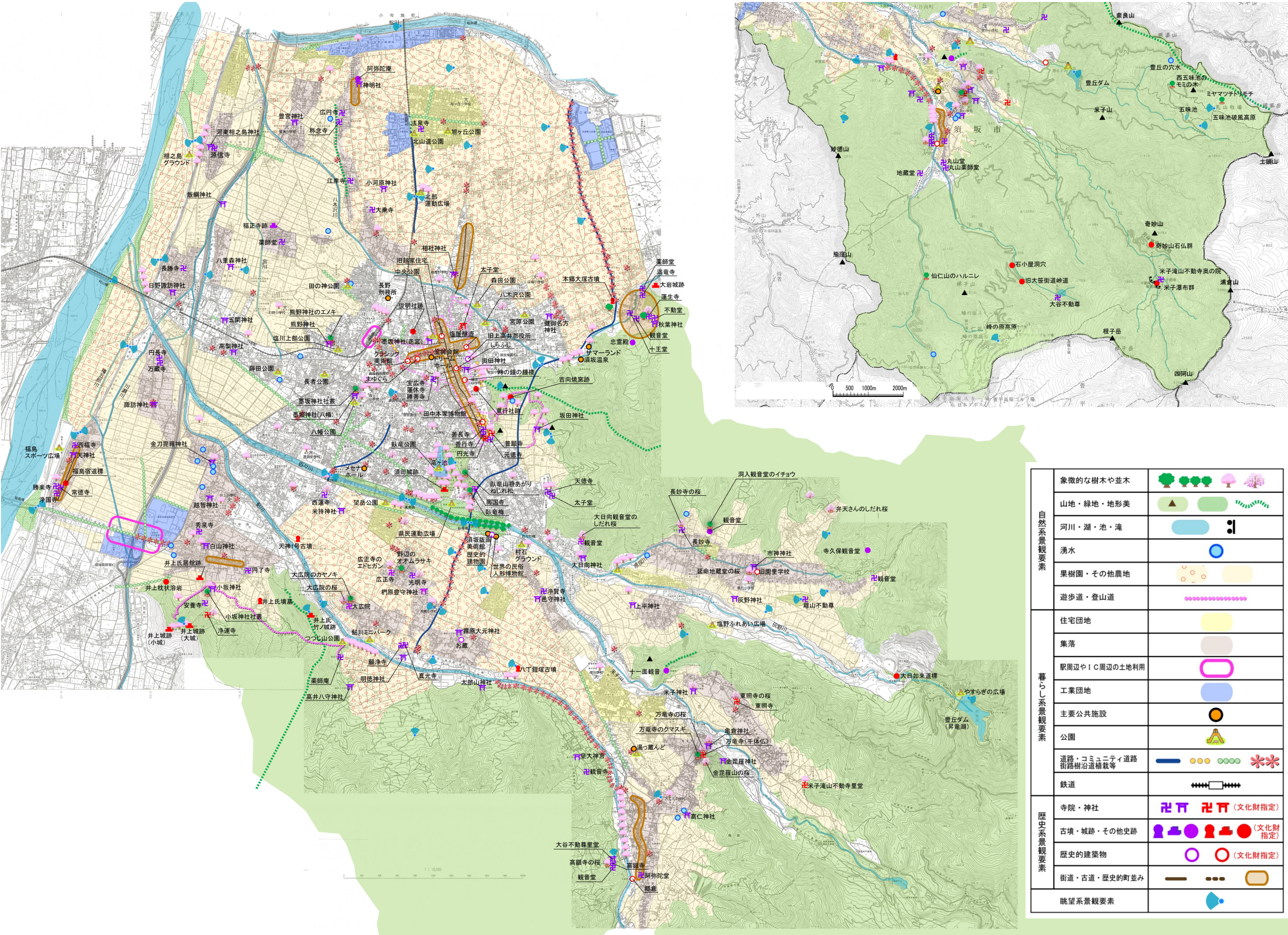


市街地から北信五岳・北アルプスへの眺望



坂田山からの眺望

3-3 須坂市の景観資源分布図



第4章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

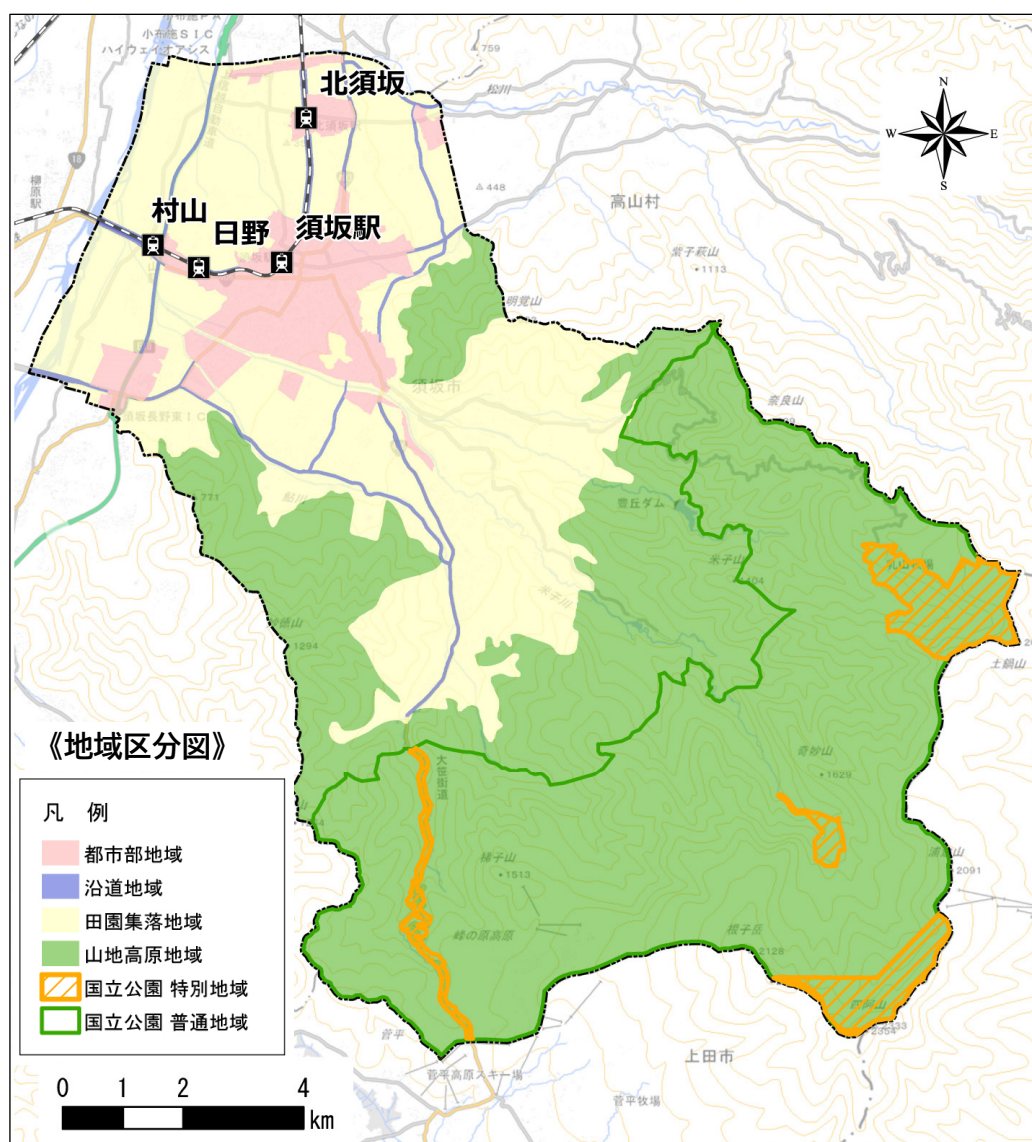
4-1 景観計画区域

須坂市の良好な景観を保全育成するため、景観計画区域は須坂市全域とします。

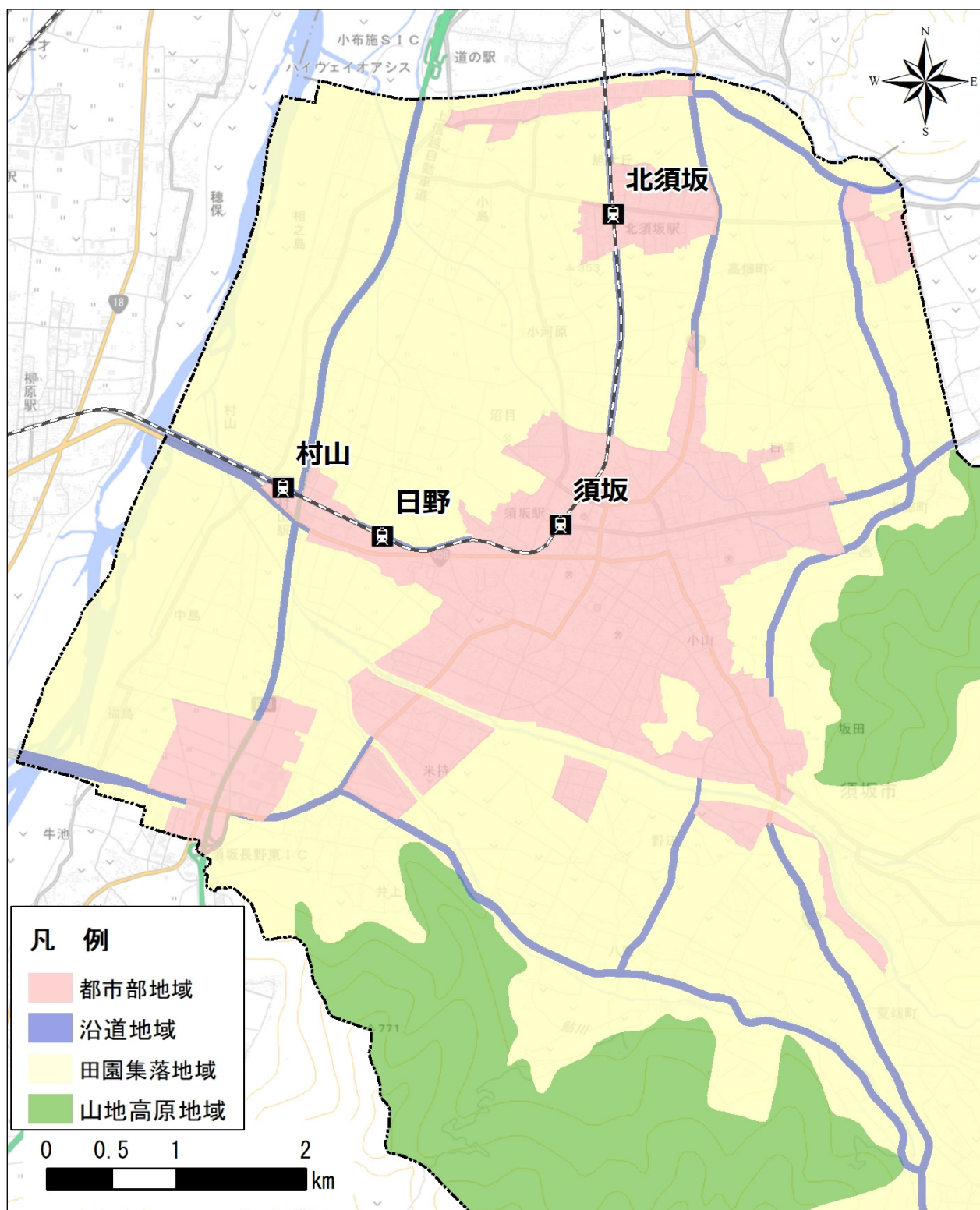
4-2 景観計画区域の地域区分

景観特性により次のように地域を区分します。

地域区分	摘 要
都市部地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項1号の規定による用途地域 同法第12条の5の規定による地区計画の区域
沿道地域	高速自動車国道、一般国道、主要地方道、北信濃くだもの街道、 長野電鉄線の各道路・鉄道の両側30m（都市部地域及び山地高原地域を除く）
田園集落地域	都市計画法第7条第3項の規定による市街化調整区域、同法第7条第2項の規定に よる市街化区域のうち用途地域の定めのない区域又は、農業振興地域の整備に関す る法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域（沿道地 域を除く）
山地高原地域	都市部地域・沿道地域・田園集落地域を除いた地域（上信越高原国立公園を含む）



《地域区分図(市街地拡大図)》



4-3 景観育成重点地区

(1) 景観育成重点地区の指定方針

景観計画区域のうち、景観育成の先導的役割を担い、各種の景観育成施策をより重点的に展開する地区として「景観育成重点地区」を定め、地区の景観資源や個性をいかした景観づくりを推進します。

(2) 景観育成重点地区の指定条件

次のいずれかの条件を満たす地区を景観育成重点地区として指定します。

- 歴史的特徴のある景観を有する地区
- 自然と調和した景観を有する地区
- 優れた眺望景観を有する地区
- 河川、道路に沿って特徴ある景観を有する地区
- その他、景観育成上必要と認める地区

(3) 景観育成重点地区の指定

歴史的特徴のある景観を有する「須坂地区」を景観育成重点地区に指定します。



第5章 良好な景観の育成に関する方針

(景観法第8条第3項)

5-1 景観育成に向けた基本理念

本市は四阿山をはじめとする雄大な山地から千曲川低地に向かって扇状地が広がり、変化に富んだ豊かな自然の中に人々の生活の営みがあります。

この地形的な特徴から素晴らしい眺望に恵まれ、四季折々の魅力あふれる自然景観、先人が築いてきた歴史的・文化的な景観などが多く残されています。

この須坂らしい“私たちの景観”を「かけがえのない須坂の財産」として大切に守り育ていかすとともに、より良い姿で後世に伝えることが今を生きる私たちに与えられた責務です。

須坂市総合計画の将来像「「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂」のもと、全ての市民が「豊かさ」や「しあわせ」を実感できるまちと、訪れる人にも魅力ある「景観をいかしたまちづくり」を推進するため、基本理念を次のとおり定めます。

豊かな自然と歴史・文化が織りなす

魅力あふれる私たちの景観を

共創でいかし伝える



5-2 景観育成の基本方針

良好な景観育成に向けた「基本理念」に基づき、私たちが景観育成に取り組む上での基本方針を次のとおり定めます。

1. 豊かな自然景観の保全

■ 豊かな自然景観の保全

上信越高原国立公園を形成する土鍋山、四阿山、根子岳、また里山として市民に親しまれている鎌田山、坂田山、妙徳山、臥竜山や、地域の誇りとなっている臥竜公園の桜・松など市内には豊かな自然景観が多くあります。これらの景観をかけがえのない財産として保全します。

■ 魅力ある水景観の保全・創出

市内を流れる河川には、多くの自然が残り、一部は緑地や親水河川として整備され市民の憩いの場となっています。ホタルやスギナモなどの希少水生動植物が生息する河川や湧水がありますが、一方で、水生動植物の生息阻害要因も見られることから、水辺における自然環境の復元に努め、併せて生息環境を保全します。



峰の原高原の沿道植栽



親水公園として整備された宇原川

2. 素晴らしい眺望景観の保全

■ 傾斜地がもたらす眺望景観の保全

本市は、東部の山地や千曲川へ傾斜した扇状地、千曲川沖積地からなり、高低差のある地形により眺望に優れ、須坂市街地や田園集落、その先に千曲川、長野市街地が開け、遠くには北信五岳や北アルプスを望むことができます。

この広大で素晴らしい眺望景観をもたらす自然の展望台とも言える環境は、建築物等の影響を受けやすいため、妨げとなる建築物等の規制を行うことにより良好な眺望を保全します。



塩野の田園集落と北信五岳

3. 先人が築いた歴史的景観の保全

■ 古代をしのぶ遺跡景観の保全

市内の扇状地には古くから文明が開け、天神1号墳・八丁鎧塚古墳・本郷大塚古墳をはじめとする多くの古墳があります。これらの古墳は、貴重な歴史的・文化的遺産であることから、積極的に保全し、古代をしのぶ景観として後世に伝えていきます。

■ 歴史の香りたどよう景観の保全

市内には、明治、大正時代に製糸業の繁栄などにより建てられた土蔵造りの建築物などが多く残り、旧街道沿いには歴史を感じる町並みを見ることができます。

中心市街地に残る歴史的建造物は、本市の歴史を伝えると同時に、都市の魅力を高める資源となることから、国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けて取り組んでいます。

あわせて福島地区・仁礼地区に現存する歴史ある建造物の保全と活用を図ります。

■ 古くから伝わる伝承景観の保全

地域の景観の中には、民話にまつわる景観も数多くあります。これらは地域に根ざした景観要素として守っていく必要があります。

また、絵画や版画などに残された景観も懐かしさを伝えており、今後に残していきたい景観要素として大切に保全します。

■ 地域の文化を伝える伝統行事の継承

地域の祭りや伝統行事は、歴史を今に伝える貴重なものです。市内に数多く残る伝統行事を地域の文化を伝える景観資源として守り伝えていきます。



上八町の赤熊
しゃあま



仁礼町御祭礼



須坂祇園祭 天王おろし



高梨の牛獅子

4. 生活の営みの景観の保全と創造

■ ふるさと感じさせる景観の保全（農地の景観）

市内に広がる水田や果樹園などの農地と集落が織りなす農村の風景は、人々の生活の営みのなかでつくり守られてきたもので、農地は季節によりその姿を変え、私たちに豊かな緑と実りをもたらしてくれます。そのため、耕作放棄地の解消などを図り、のどかでふるさと感じさせる景観として保全します。

■ にぎわいの景観の創造（中心市街地、駅、インター周辺の景観）

店舗や事業所が多い中心市街地では、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の確保やポケットパーク等の沿道整備、沿道民地の緑化、電線類の地中化、信州須坂オープンガーデン事業などにより、親しみのあるにぎわいの景観を創造します。また須坂駅、須坂長野東インターチェンジ周辺は須坂市の玄関口にふさわしい景観の創造に努めます。

■ 身近な憩いの景観の創造（公園等の景観）

公園やオープンスペースは、憩いの公共空間であり人々にやすらぎを与えます。こうした空間を創造することにより、ゆとりとうるおいの景観を育成します。

■ 快適な道路景観の創造（道路景観）

道路や沿道の風景は、そこを通る人が先ず目にするものであることから景観上重要な役割を果たしています。そのため、交通の安全を確保しながら、道路植栽による沿道の緑化、景観阻害要因の除去などにより道路景観の創造に努めます。

5. 共創による景観まちづくり

■ みんなの共創による景観まちづくり

私たちの景観を地域の特性をいかし、より魅力的で誇りが持てるものとするため、全ての市民の共創により景観をいかしたまちづくりに持続的に取り組みます。



国道 406 号沿 花壇



春木町交差点 花壇

5-3 地域区分ごとの景観特性及び景観育成に関する方針

(1) 都市部地域

■ 景観特性

中心市街地には、明治から昭和初期にかけ、製糸業で栄えた頃に建てられた土蔵造りの建築物などが今でも数多く残っています。

現存する歴史的建造物を維持・保全していくため、国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けた取組みも進んでいます。

また、河東地区（千曲川東側）の中心都市として栄え、その際に建てられた洋風建築の「旧上高井郡役所」は修理保存され、今も活用されています。

中心部は須坂駅を中心に商業施設や一戸建て住宅、マンションが集積しています。しかし、郊外への大規模店の出店や長野市などへの買い物客流出、また人口減少により空洞化が進行しており、建築物の老朽化や空き家が一部に見られます。

市郊外部に位置する都市部地域には、大規模な住宅団地、産業団地があり、現代的な都市空間を形成しています。



銀座通りの町並み



本町通りの町並み

■ 景観育成の方針

1. 豊かな自然環境の保全

■ 街路樹や公園などの緑化に努め、緑豊かな自然景観を保全します。

2. 傾斜地がもたらす眺望景観の保全

■ 建築物や工作物を計画する際には、北信五岳・長野市街地方面や周辺の田園景観の眺望を阻害しないよう配慮します。

3. 歴史の香りたどる景観の保全

■ 歴史的景観を形成する建造物を活用することで町並みの維持・保存を進めます。

■ 町並みの調和に配慮し、建築物等は形態、色彩などの連続性を確保したものとします。

4. にぎわいのある景観の創造

■ 寺社、名跡、歴史的建造物、公園などを結ぶ回遊性のあるルートを確立します。

■ 須坂駅や須坂長野東インターチェンジ周辺等は、須坂市の玄関口にふさわしい景観の育成を図ります。

5. 快適な道路景観の創造

■ ゆとりのある歩行者空間、緑の空間を確保し、魅力ある道路景観の育成を図ります。

(2) 沿道地域

■ 景観特性

市内には、上信越自動車道、主要幹線道路の国道 403 号・406 号、(主)長野須坂インター線、(主)須坂中野線、(主)豊野南志賀公園線、それに、市街地東部を南北に横断する北信濃くだもの街道、公共交通機関である長野電鉄長野線などの道路や鉄道があります。

上信越自動車道は千曲川沿岸の田園集落地域を南北に通じ、道路上からは市内や長野市方面をはじめ上信越高原や北信五岳・北アルプスの眺望が開けています。

国道 403 号・406 号は市のメインストリートとして、交通量も多く、賑わいある沿道景観となっています。

主要地方道の多くは川筋に沿っており、扇状地ゆえに眺望に優れています。また、国道 403 号(幸高町交差点～須坂長野東インターチェンジ入口交差点まで)は、地域住民や企業との協働によって沿道に色彩豊かなカンナ等が植栽され、市内有数のフラワーロードとなっています。

くだもの街道はその名の通り果樹園地帯を通る道路で、沿道には里山集落、田園集落が見られ、遠方には北信五岳などの眺望が広がります。

長野電鉄長野線は市内の住宅地や田園地帯、中心市街地などを通り、走る姿は周囲の景観とも調和し、車窓からの景色も含め特徴的な景観となっています。



国道 403 号(須坂長野東インターチェンジ付近)



国道 406 号(村山駅付近)



くだもの街道



(主) 長野須坂インター線

■ 景観育成の方針

1. 快適な道路景観の創造

- 沿道のゴミ対策及び緑化を市民との共創により取り組み、沿道景観の保全育成を図ります。
- 沿道・沿線の建築物や工作物は、周囲と調和し、眺望景観を阻害しないよう配慮します。
- 沿道の屋外広告物は、周囲と調和したものとしします。

(3) 田園集落地域

■ 景観特性

この地域は、製糸業で栄えた時代は桑の栽培が盛んに行われていましたが、その後、昼夜の温度差が大きく、降水量の少ない気候と日当たりの良い扇状地の特性をいかしたりんごやぶどうの栽培が盛んとなり、果樹地帯が広がりました。

標高の高い山間地域は、昔からの農地と周辺の集落や自然が「里山の集落景観」を形成しています。

市内で最も低地にあたる千曲川沿岸の沖積地帯には、千曲川の河川敷も含め、りんごや桃などの果樹園や水田地帯が広がり、春になると色とりどりの花が咲き、目を楽しませてくれます。

地域内には扇状地がゆえに北信五岳・北アルプス・長野市の市街地、そして菅平方面を望む眺望スポットが数多くあり、千曲川の堤防、河川に架かる橋の上なども含め、標高の高い地域では雄大な景観を眺めることができます。

また、そのような扇状地をつくったのは市内を流れる河川です。河川敷を緑地公園として整備し、人気のスポットとして多くの市民に利用されている百々川、ホタルの舞う川として親しまれている鮎川、清流が親しめる宇原川、多様な魚が生息する八木沢川、眺望に優れた松川など河川ごとに特徴ある景観をつくっています。

この地域は、数多くの歴史的景観も有しています。鮎川沿いを上り、上州を通り江戸に向かう「大笹街道」が通り、その宿場町と栄えたのが「福島宿」と「仁礼宿」です。福島宿は大笹街道の起点と同時に千曲川の水運文化があった所で、当時の面影が町並みに残っています。

また、井上地区には、信濃源氏と称される武士「井上氏」が本拠地を構えた「井上氏居館跡」、それを守るための「大城・小城・竹の城」といった史跡があります。



千曲川河川敷の桃畑



果樹園地帯



福島宿の町並み



臥竜公園・竜ヶ池と桜

積石塚で東日本最大級、最古級の規模を誇る「八丁鎧塚古墳」は保全とともに、社会科見学や出前講座等を通じて活用されています。

この地域には寺社も多く、東部には「米子瀧山不動寺」「長妙寺」といった由緒あるお寺があります。その多くは山裾に建ち、桜の名木を従え、歴史的な建造物と相まって見ごたえのある景観を形成しています。



八町鎧塚古墳とその眺望



弁天さんのしだれ桜

■ 景観育成の方針

1. 豊かな自然環境の保全

- 地域の誇りである里山の一本桜や桜並木をはじめとする樹木を保全します。

2. 魅力ある水景観の保全

- 河川の下草の手入れや水質・環境を保全し、良好な河川景観を育成します。
- 良好な水質の湧水群を保全します。

3. 傾斜地がもたらす眺望景観の保全

- 建築物や工作物を計画する際には、北信五岳や周辺の田園景観、長野市街地方面への眺望を阻害しないよう配慮します。
- 地域に数多くある眺望スポットからの眺望景観を保全します。

4. 古代をしのぶ遺跡景観の保全

- 旧街道や史跡、古墳群などの歴史的景観を保全しまちづくりに活用します。

5. ふるさとを感じさせる景観の保全

- 広大な果樹園や水田地帯、里山の農地などの景観を保全するため、耕作放棄地の活用や解消に向けた取組みを推進します。

6. 快適な道路景観の創造

- 沿道の景観を阻害するゴミ等の対策を図り、良好な沿道景観を確保します。
- 自然豊かな田園景観を守るため、屋外広告物は周囲と調和したものとしします。

(4) 山地高原地域

■ 景観特性

市域の東部に広がるこの地域は、レンゲツツジが美しい「五味池破風高原」、新緑や紅葉が美しい雄大な不動滝や権現滝からなる国名勝「米子瀑布群」、ペンション群やスキー場・テニスコートなどのスポーツ施設がある「峰の原高原」があり、須坂を代表する景勝地であり観光地となっています。これら地域の大半は「上信越高原国立公園」に指定されており、希少なガンコウランやコケモモ、クロマメノキなどの高山植物をはじめ、多様な野生動植物が生息・生育し、四季折々の自然景観を楽しむことができます。

峰の原高原では、開村当時から独自のルールにより地域の景観づくりを行ってきており、建築物はペンション風にまとめられるなど、特徴的な景観が保全されています。

また、この地域は標高が高いことから、北アルプスをはじめとする山々を広範囲に眺望でき、特に峰の原高原からの「槍ヶ岳に沈む夕日」は幻想的な眺めです。



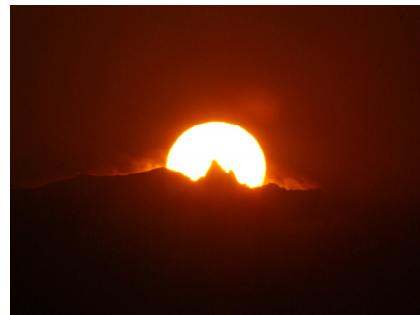
五味池破風高原



国名勝「米子瀑布群」



峰の原高原



槍ヶ岳に沈む夕日

■ 景観育成の方針

1. 豊かな自然環境の保全

- 五味池破風高原、国名勝「米子瀑布群」、峰の原高原などの雄大な自然景観を保全します。
- 雄大な眺望景観を保全します。
- 良好な景観を保全するため、登山道、遊歩道、展望スペース、駐車場などの施設について維持管理に努めます。

5-4 景観育成重点地区

『須坂地区』

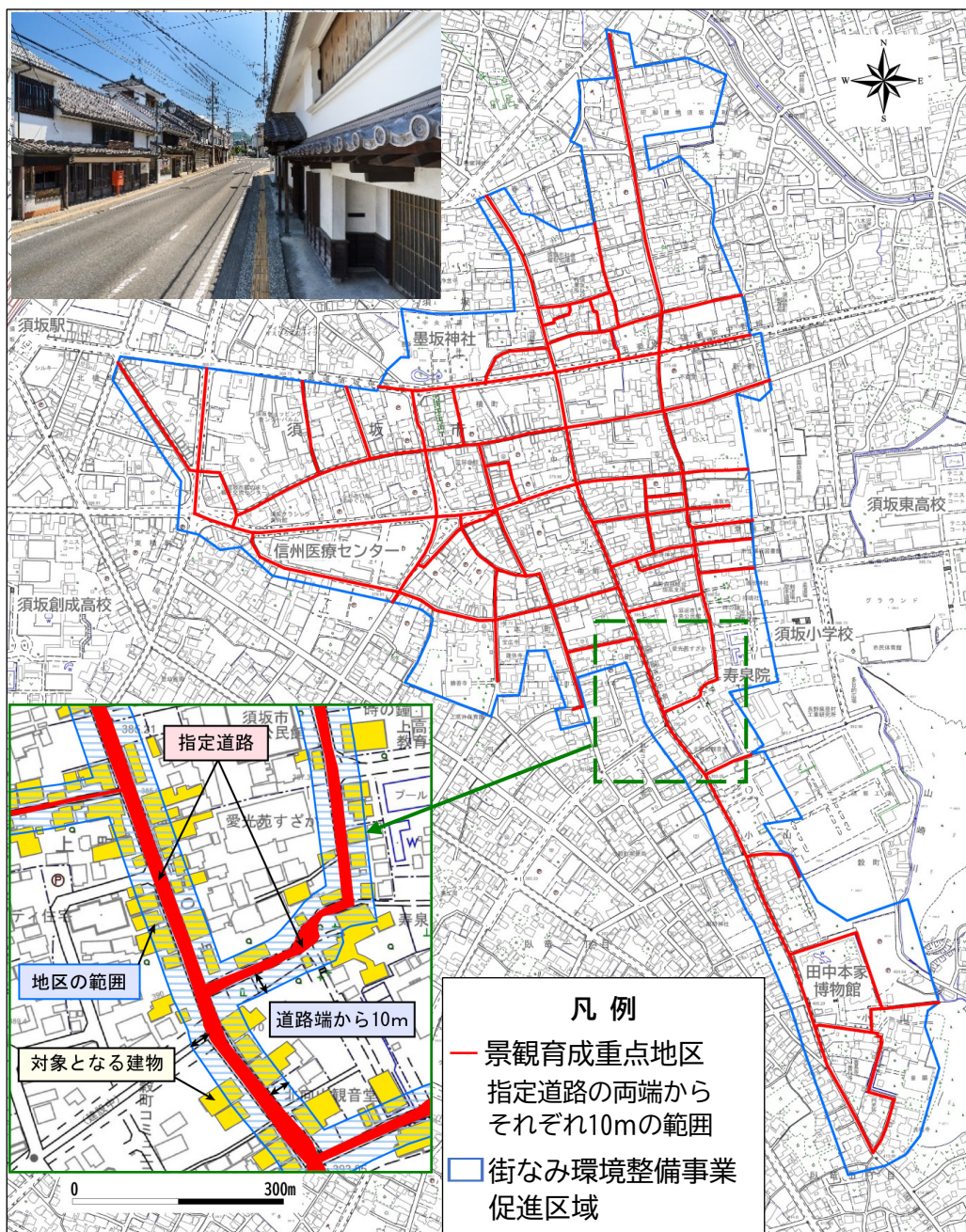
本市では明治、大正時代に製糸業で栄えたことにより、多くの土蔵造りの建築物が建てられました。特に交通の要衝であり、政治経済文化の中心であった須坂地区は土蔵造りの建築物が多く残り、歴史的な町並みを形成しています。この歴史的・文化的資源である歴史的な町並みを大切にし、個性あるまちづくりを積極的に進めるため、1993年から2009年にかけて須坂地区歴史的景観保存対策事業により歴史的建造物の修理・保存及び町並みの修景などに取組んできました。

(1) 地区の範囲

街なみ環境整備事業促進区域内の指定した道路と敷地の境界から幅 10mの範囲

(2) 須坂地区の育成方針

須坂地区の歴史的な町並みの景観を貴重な市民の財産、かつ、地域の資源として保全し、また、「伝統的建造物群保存地区（通称：伝建）」制度により貴重な歴史的町並みを後世に残し、歴史的景観をいかしたまちづくりを積極的に推進します。



第6章 良好な景観の育成のための行為の制限 に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

6-1 届出対象行為と事前協議

（1）届出対象行為

景観計画区域における建築や開発の行為のうち、景観への影響が大きい一定規模以上の行為について景観法に基づく届出が必要です。

なお届出対象の規模は、「一般地域」と「景観育成重点地区」で（高さ、長さ、面積）が異なり、景観育成重点地区については、より規模の小さな行為まで届出が必要となります。

行為の種類			一般地域	景観育成重点地区
建築物	新築・増築・改築・移転		高さ10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は床面積が10㎡を超えるもの
	外観の変更（色彩の変更を含む）		変更に係る面積が400㎡を超えるもの	変更に係る面積が15㎡を超えるもの
工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（色彩の変更を含む）	プラント類*1、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類*2、処理施設類*3	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積10㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設*4	高さ20mを超えるもの	高さが8mを超えるもの
		太陽光発電施設*5	太陽光パネルの合計面積が500㎡を超えるもの	太陽光パネルの合計面積が10㎡を超えるもの
		擁壁、垣、柵、塀類等	高さが3mかつ長さ30mを超えるもの	高さ2mを超えるもの
		上記以外の工作物	高さ10mを超えるもの（屋外広告物を含む）	高さ5mを超えるもの（屋外広告物を含む）
開発行為（土地の形質の変更）			面積が1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	面積が300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土石類の採取及び鉱物の掘採				
屋外における物件の堆積			高さ3m又は面積1,000㎡を超えるもの	高さ3m又は面積100㎡を超えるもの
特定外観意匠の表示又は掲出*6 （営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）			面積25㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含みます。

※各面積（特定外観意匠を除く）については行為に係る敷地全体での合計面積を指します。

*1 プラント類 : コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

*2 貯蔵施設類 : 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

*3 処理施設類 : 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

*4 電気供給施設等 : 電気事業法第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

*5 太陽光発電施設 : 地上に設置するもの（建築物の屋根上に設置される設備は除く）

*6 特定外観意匠 : 公衆の関心を引く目的で建築物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠（屋外広告物や企業カラーなど）

(2) 行為の届出に関する事前協議（大規模特定行為）

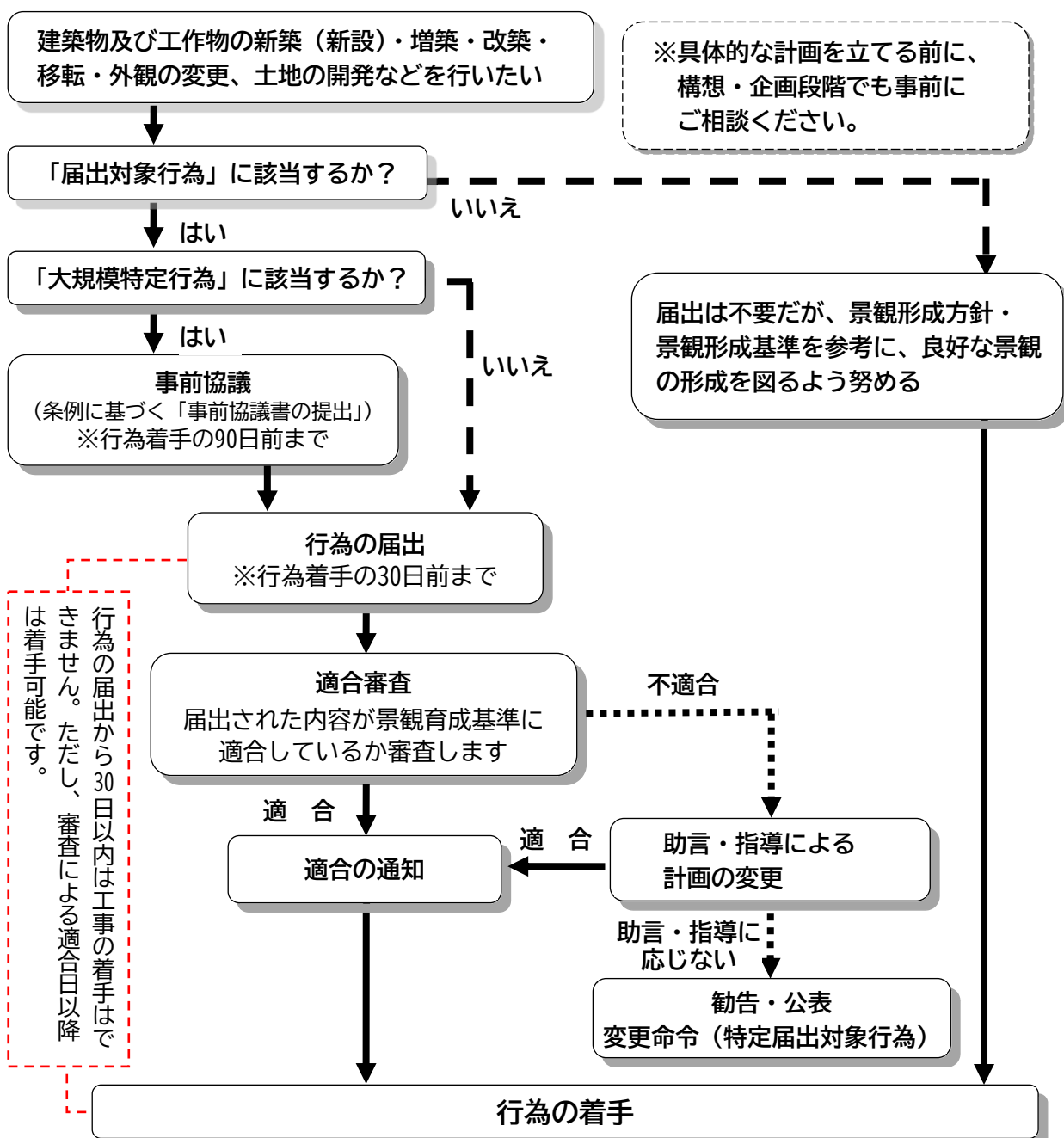
届出対象行為のうち、特に規模の大きな行為（大規模特定行為）については、行為着手の90日前までに事前協議書の提出が必要です。

なお、「大規模特定行為」に該当しない規模の行為に関しては、条例に定められた事前協議の手続きを経る必要はありませんが、審査をスムーズに進めるために、行為の届出の前には市と協議を行うものとします。

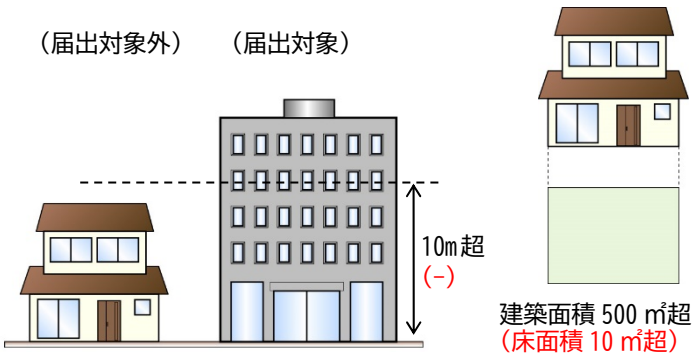
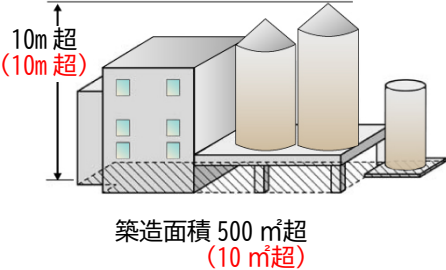
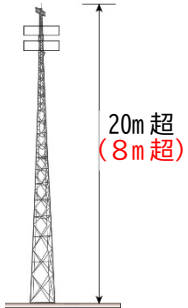
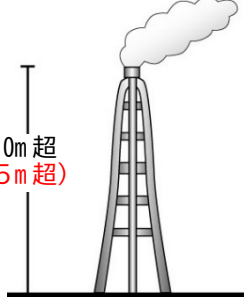
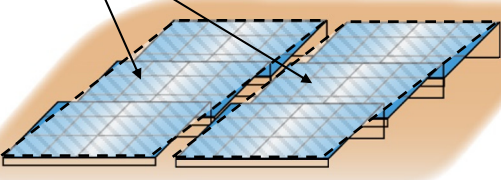
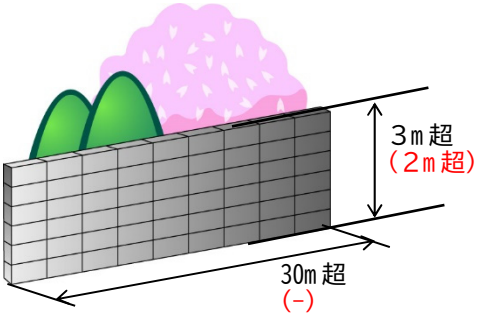
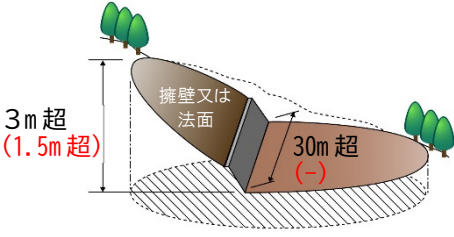
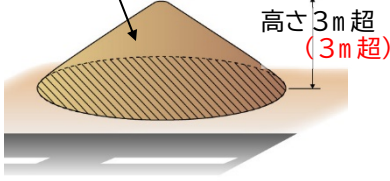
事前協議対象行為	事前協議対象規模
建築物の建築等	延べ面積 3,000 ㎡又は高さ 20m超
工作物の建設等	築造面積 1,000 ㎡又は高さ 30m超 太陽光パネルの合計面積が 1,000 ㎡超

※特定外観意匠（屋外広告物を含む）の内容も協議対象に含む

《行為の届出手順》



《届出対象行為のイメージ》

建築物の新築・増築・改築・移転		建築物の外観の変更
(届出対象外) (届出対象)  10m超 (-) 建築面積 500㎡超 (床面積 10㎡超)		 変更に係わる面積 400㎡超 (15㎡超)
工作物の新設・増築・改築・移転		
〈プラント類等〉  10m超 (10m超) 築造面積 500㎡超 (10㎡超)	〈通信施設等〉  20m超 (8m超)	〈煙突、鉄柱、木柱等〉  10m超 (5m超)
〈太陽光発電施設〉  パネル合計面積 500㎡超 (10㎡超)	〈擁壁、塀等〉  3m超 (2m超) 30m超 (-)	
開発行為（土地の形質の変更）		特定外観意匠があるもの
 3m超 (1.5m超) 30m超 (-) 面積 1,000㎡超 (300㎡超) 法面・擁壁の高さ 3m超 (1.5m超) かつ長さが 30m超 (-)	 面積 1,000㎡超 (100㎡超) 高さ 3m超 (3m超)	 面積が 25㎡超 (3㎡超)

※黒字：一般地域 / (赤字)：景観育成重点地区

6-2 一般地域における景観育成基準

良好な景観の育成のため一般地域においては「都市部」、「沿道」、「田園集落」、「山地高原」の地域区分毎に、「景観育成の基本方針」に基づき、地域の景観特性や土地利用に配慮し景観育成基準を設けています。

なお、景観法第16条第1項第1号及び2号による届出を法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とし、そのうち建築物及び工作物の新築（新設）、改築又は移転、外観の変更にかかる行為のうち景観育成基準の形態意匠（色彩を含む）に適合しない行為については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

その他の景観育成基準に適合しない行為については、法第16条第3項の規定により設計の変更その他の必要な処置をとることを勧告する対象となります。

ただし、法第16条第7項に規定する適用除外行為については、この限りではありません。

（1）建築物及び工作物の新築（新設）・増築・改築・移転・外観の変更

ア) 配 置

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	特に支障のある場合を除いて、5 m以上道路から後退するように努めること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように 10 m以上後退するよう努めること。
隣接地後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これらをいかせる配置とすること。			
眺望確保	北信五岳や周辺の山々への眺望を極力阻害しないような配置とすること。			地形の高低差をいかして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。 稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
その他	電柱・鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。			

イ) 規模

事項\地域	都市部	沿道	田園集落	山地高原
高さ	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。			
	高さは周囲の町並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合は、圧迫感を生じないように努めること。	高さは極力抑え、周辺の田園景観等との調和に配慮するよう努めること。	高さは山並みの眺望の確保、周辺の自然景観、田園景観等との調和に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努めること。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
定量	下表「地域区分別の高さ制限値」とすること。			

「地域区分別の高さ制限値」

地域区分			容積率／建ペイ率	制限値(m)
都市部地域	住居系	第一種低層住居専用地域	80／50	10・12
		第二種低層住居専用地域	80／50	10・12
		第一種中高層住居専用地域	200／60	20
		第一種住居地域	200／60	20
		第二種住居地域	200／60	20
		準住居地域	200／60	20
	工業系	準工業地域	200／60	20
		工業地域	200／60	20
		工業専用地域	200／60	20
	商業系	近隣商業地域	200／80	20
			300／80	25
商業地域		400／80	31	
沿道地域	市街化調整区域		100／60	10
	都市計画区域外		—	—
田園集落地域	市街化調整区域		100／60	10
	都市計画区域外		—	—
山地高原地域	国立公園特別地域		—	自然公園法の基準
	一般地区		—	—

※都市部地域の各地域区分の範囲は須坂都市計画図（用途図）によりご確認ください。

※地区計画区域の高さ制限は、須坂市地区計画によりご確認ください。

【高さ制限の緩和】

■ 全地区共通

- ・公益上必要な建築物※で、景観上支障なく、やむを得ないものは緩和を認めることができます。
※公益上必要な建築物とは、学校、病院等とします。
- ・電気供給・通信施設、その他施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りではありません。

■ 工業、工業専用地域

- ・工業施設のみ、景観上支障のない範囲で制限の1.5倍(30m)まで緩和を認めることができます。
- ・また、施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りではありません。

■ 沿道地域、田園集落地域（市街化調整区域）

- ・都市計画法に基づく開発許可等を受けたものについては、この限りではありません。

ウ) 形態・意匠〈変更命令対象〉

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
調 和	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。			
	周辺の山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。		周辺の山並み及び田園の広がりに調和する形態とすること。	周辺の山並みと調和する形態とすること。
意 匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、背景の山並みや周辺の建築物との調和に努めること。	屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、山並みとの調和に努めること。
	周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い地域では、その様式を継承、又は取り入れた意匠とするよう努めること。			
	大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
電気供給 通信施設	非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			
	亜鉛メッキの場合は曝露処理もしくは低光沢処理を施しその他の場合は落ち着いた色を基調とすること。			
太陽光発電 施設等 (屋根・屋上・壁 面等に設置す るもの)	太陽光発電設備等を屋根・屋上や外壁に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態となるよう努めること。			
	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。			

エ) 材 料

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
材料の質	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
反射光素材	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。		反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
地域特性配慮	地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。			

オ) 色彩等〈変更命令対象〉

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
調 和 (定 性)	周辺の建築物等と調和した色調とすること。	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
調 和 (彩 度) (定 量)	けばけばしい色彩を避けるため外壁及び屋根等に使用できる色彩の範囲は以下のとおりとする。 マンセル値による彩度は橙（YR）6、黄（Y）・赤（R）4、その他3以下 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁の5分の1以内にアクセント色（低層部、窓枠、換気フード等の小面積で町並みに彩りを与える色）として着色される部分。ただし屋根は認めない。 ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材が本来持つ色彩。 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの。 ・その他法令などで着色が義務付けられているもの。			
色 数	使用する色数を少なくするよう努めること。			
照 明	照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。			

カ) 敷地の緑化

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
調 和	敷地境界には極力樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
	建築物等の周囲は緑化することにより、周辺への圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
	駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。			
樹 種	緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	
水辺景観	河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			

キ) 特定外観意匠（公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩その他の意匠（屋外広告物を含む））に関する付加事項〈変更命令対象〉

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
配 置	道路等からできるだけ後退させるよう努めること。			
	北信五岳・周辺の山並みや河川など水辺景観への眺望を阻害しないように努めること。			
規模・形態・意匠	基調となる周辺の景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。			
材 料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。			
反射光	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		
色彩等	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
	多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	使用する色数を少なくするよう努めること。		
	多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。		
その他	光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。			光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

ク) 太陽光発電施設等（地上に設置するもの）

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
配 置	太陽光発電・風力発電施設は、尾根線上、丘陵上、高台への設置は避けること。			
	敷地境界及び道路境界等からできるだけ後退し、必要に応じて植栽等により周辺の景観との調和に努めること。			
規模・形態・意匠	稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避けること。			
	周囲の景観を阻害しないよう、配置等の工夫や植栽等に努めること。			
	太陽光発電パネルを地上に設置する場合は、架台の高さを極力抑えるよう努めること。			
色彩等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。			
	パワーコンディショナーや分電盤、フェンス、引込柱等付属設備の色彩は、周囲の景観との調和に努めること。			

(2) 開発行為（土地の形質の変更）

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
	擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
	敷地内にある樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			

(3) 土石類の採取及び鉱物の掘採

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
採取等の方法、採取等後の緑化等	周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。			
	採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			

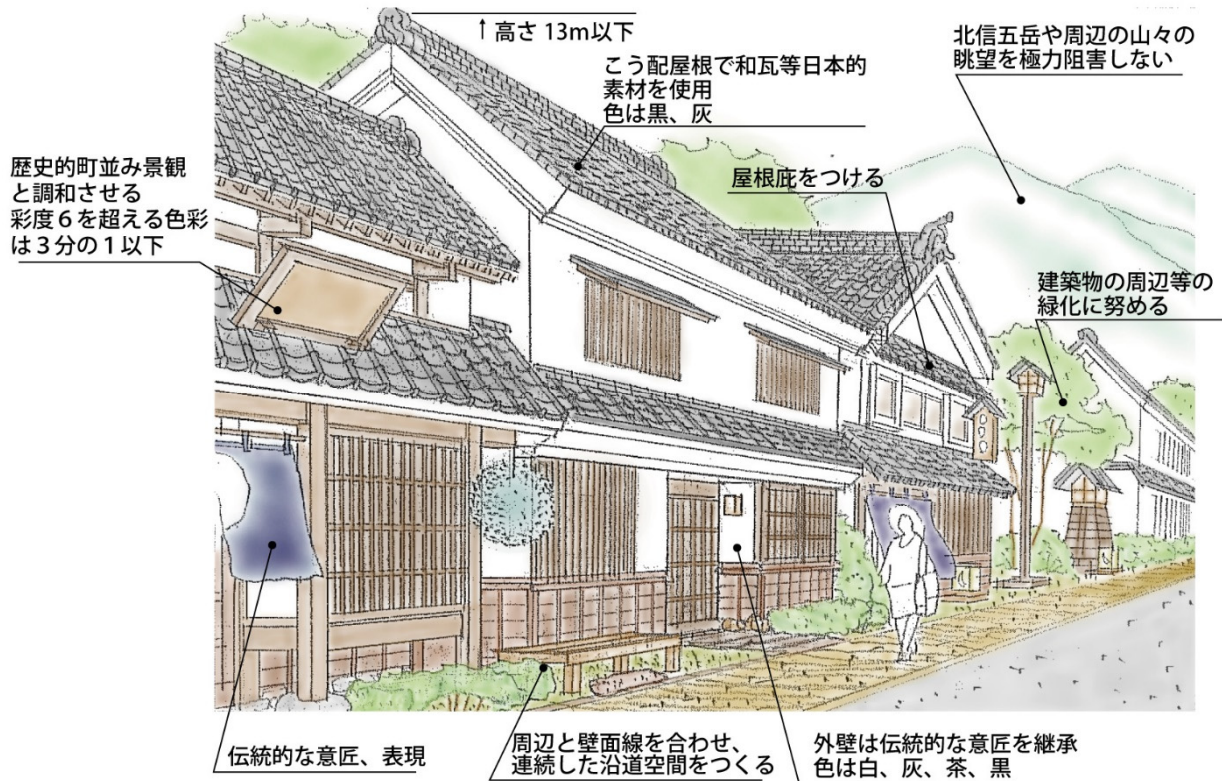
(4) 屋外における物件の堆積

事項\地域	都市部	沿 道	田園集落	山地高原
高 さ	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。			
調 和	道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			

6-3 景観育成重点地区（須坂地区）における景観育成基準

景観育成重点地区では歴史的な町並み景観の育成のため、一般地域「都市部」の景観育成基準に加え、景観育成重点地区（須坂地区）の基準を定めています。

<須坂地区の景観育成イメージ>



（１）建築物及び工作物の新築（新設）・増築・改築・移転・外観の変更

ア) 配 置

事 項	内 容
道路後退	周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。
隣接地後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。
敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これらをいかせる配置とすること。
眺望確保	北信五岳や周辺の山々への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
その他	電柱・鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。

イ) 規 模

事 項	内 容
高 さ	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとし、周囲の町並みの連続性に配慮すること。
定 量	最高の高さを 13m以下とすること。

ウ) 形態・意匠〈変更命令対象〉

事 項	内 容
調 和	歴史的な町並みとの調和に努めること。
意 匠	屋根はこう配屋根で和瓦などの日本的な素材を使い、1 階又は2 階部分に屋根庇をつけること。 ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合はこの限りではない。
	外壁は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとする。
	配管類や室外機等は沿道から見えないう工夫すること。
電気供給 通信施設	亜鉛メッキの場合は曝露処理もしくは低光沢処理を施しその他の場合は落ち着いた色を基調とすること。
太陽光発電 施設等 (屋根・屋上・壁 面等に設置す るもの)	太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態となるよう努めること。
	太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。
その他	自動販売機を設置する場合は遮へい又は色彩の工夫等により歴史的町並みとの調和に配慮すること。

エ) 材 料

事 項	内 容
材料の質	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
反射光素材	反射光のある素材の使用は極力控えること。
その他	のれんやすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いること。

オ) 色彩等〈変更命令対象〉

事 項	内 容
調 和	歴史的な町並みと調和した色調とし、外壁及び屋根等に使用できる色彩の範囲は以下のとおりとする。(マンセル値による彩度は、一般地域の基準を遵守すること) ・屋根の色は黒、灰とすること。 ・外壁の色は白、灰、茶、黒とすること。 ・工作物の色は灰、茶、黒とすること。 ただし、土壁など地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するものはこの限りではない。
色 数	使用する色数を少なくするよう努めること。
照 明	照明を行う場合は、周辺の町並み等との調和に留意すること。

カ) 敷地の緑化

事 項	内 容
調 和	敷地境界には極力樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の歴史的な町並みの景観と調和するよう配慮すること。
	建築物等の周囲は緑化することにより、周辺への圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
	駐車場、自転車置き場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
樹 種	緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。

キ) 特定外観意匠（公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩その他の意匠（屋外広告物を含む））に関する付加事項〈変更命令対象〉

事 項	内 容
配 置	道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
	町並みや北信五岳・周辺の山並みなどへの眺望を阻害しないように努めること。
規模・形態・意匠	基調となる周辺の景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。
材 料	歴史的な町並みの景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。
反射光	反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。
色彩等	歴史的町並みの景観に調和するよう、彩度6を超える色彩は1表示面につき表示面積の3分の1以下とすること。
	使用する色数を少なくするよう努めること。
	光源で動きのあるものは、原則として避けること。
その他	眺望を阻害するような建築物等の屋上への掲出は、避けること。

ク) 太陽光発電施設等（地上に設置するもの）

事 項	内 容
配 置	敷地境界及び道路境界等からできるだけ後退し、必要に応じて植栽等により周辺の景観との調和に努めること。
規模・形態・意匠	道路等、周囲から見通せる場所は極力避けること。
	周囲の景観を阻害しないよう、配置等の工夫や植栽等に努めること。
	太陽光発電パネルを地上に設置する場合は、架台の高さを極力抑えるよう努めること。
色彩等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。
	パワーコンディショナーや分電盤、フェンス、引込柱等付属設備の色彩は、周囲の景観との調和に努めること。

(2) 開発行為（土地の形質の変更）

一般地域の都市部地域の景観育成基準のとおり

(3) 土石類の採取及び鉱物の掘採

一般地域の都市部地域の景観育成基準のとおり

(4) 屋外における物件の堆積

一般地域の都市部地域の景観育成基準のとおり

第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号)

本市には、良好な景観を形成すると共に地域のシンボルとなっている建造物や樹木が数多くあります。これらについては、後世に継承すべきものとして景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、保全・活用に努めます。

7-1 景観重要建造物の指定方針

道路やその他の公共の施設から誰もが容易に見ることができ、構造物の外観等において、次に示す事項に該当するものを景観育成上重要な建造物として指定します。

- 本市の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が地域を象徴するもの
- 地域の良好な景観育成に大きく影響・貢献するもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

7-2 景観重要樹木の指定方針

道路やその他の公共の施設から誰もが容易に見ることができ、地域の景観を構成する上で、次に示す項目に該当する樹木を景観育成上重要な樹木として指定します。

- 本市の自然、歴史、文化などからみて、樹容が地域を象徴するもの
- 地域の良好な景観に大きく影響・貢献するもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

《適用除外について》

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物や景観重要樹木としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。（景観法第19条第3項及び第28条第3項）

ただし、県や市が県文化保護条例や市町条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできます。

(景観法第8条第2項第4号)

屋外広告物は、道行く人々に様々な情報を提供するほか、街のにぎわいや風景を演出する役割を果たしています。しかし、無秩序な乱立や周囲と調和しない物は地域の景観や印象を損ねることもあります。

このため屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示など」という。）については、須坂市屋外広告物条例の適正な運用により、良好な景観の育成を図ります。

本市は「須坂市屋外広告物条例」において、地域区分を設けて適正な屋外広告物の掲出とまちの景観育成に取り組めます。



8-2 景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ)

景観上重要な道路、河川、公園など公共施設について、施設管理者と協議のうえ、必要に応じて景観重要公共施設として指定し、その整備に関する事項等を定めます。

■ 景観重要公共施設の指定方針

景観的な配慮を優先的に実施することにより、地域の良い景観づくりの促進、誘導につながることを期待される公共施設について指定を検討します。

8-3 眺望景観の保全と育成

坂のまちと称される本市は、千曲川流域から峰の原高原等の山々へ向けて高低差のある地形が特徴です。

このため市内には周囲の市街地や遠くの山々を望む眺望景観に優れた箇所が多くあります。

良好な眺望景観は、「須坂らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、市民や観光客、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

これら眺望景観の保全・育成を通じて、本市の印象や魅力を高め、観光や景観まちづくりにいかします。

<眺望景観の保全・育成に向けた取組み>

■ 良好な眺望場所の選定

市民や来訪者等からの公募、住民参加イベントなどを通じて、市内の良好な眺望場所（ビューポイント）を選定し、眺望景観の保全・育成に努めます。また、景観眺望マップの作成等により、積極的なPRに努めます。

■ 良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、展望広場の整備やサイン類の設置など、来訪できる環境を整えるとともに、必要に応じて電線類、広告・看板、眺望阻害樹木など景観を妨げている要因の改善を図ります。

■ 良好な眺望に対する景観コントロールの推進

眺望上重要な場所については、その周辺および眺める範囲（眺望域）に関わる建築物等に対し、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。



坂田山共生の森 信州ふるさとの見える（丘）（長野県眺望点指定）

第9章 計画の推進に向けて

9-1 景観育成のための取組み体制

(1) 須坂市景観審議会

景観審議会は、学識経験者や民間諸団体の代表者などにより構成され、景観計画の策定や変更、屋外広告物条例に関する調査・審議などを行い、施策への重要な助言や提案を行います。

9-2 共創による景観育成の推進

(1) 花と緑のまちづくり事業

本市では1995年度より市民協働での「花と緑のまちづくり」事業を行っており、各種団体などが道路沿いや公共施設内に花壇やフラワーロードを整備する場合に、花苗を援助しています。あわせて、地域住民等によるカンナの植栽活動も行われており、市内には約80箇所の花壇・フラワーロードが見られます。その他、信州須坂オープンガーデン事業、コンテナガーデン・ハンギングバスケット作品展、ガーデンづくり講習会、カンナの球根を配布、同事業マスコットキャラクター「かなちゃん」の活用などの取組みを行っています。

(2) 須坂市景観育成住民協定

地域の住民の皆さんが、景観育成のために一定の地域の建築物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関する自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として市長が認定を行っており、現在は6地区の住民協定があります。

協 定 名	締 結 日	長野県景観育成住民協定の認定
蔵の町中央通りまちづくり協定	平成10年1月22日	平成10年6月29日 認定番号 第85号
上八町景観形成住民協定	平成11年1月1日	平成11年7月2日 認定番号 第98号
福島町景観形成住民協定	平成13年2月17日	平成13年3月21日 認定番号 第118号
坂田町地区景観形成住民協定	平成14年10月26日	平成15年1月15日 認定番号 第133号
穀町区景観育成住民協定	平成21年1月1日	平成21年3月23日 認定番号 第163号
新町景観育成住民協定	平成23年1月1日	平成23年3月24日 認定番号 第167号

(3) 景観育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助

市は景観育成に関する、活動経費の一部補助などの支援を行います。

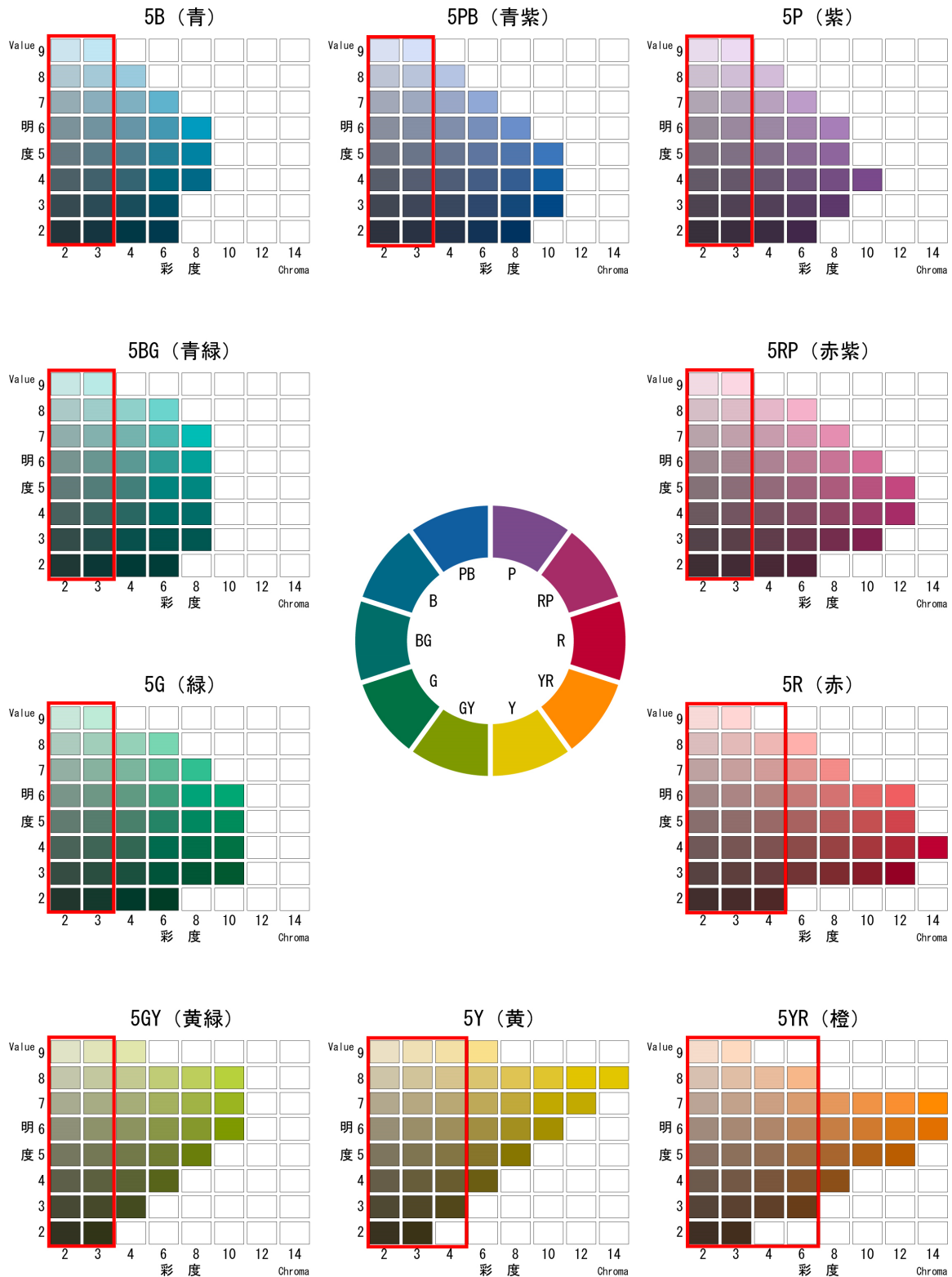
- ①市は、景観重要建造物等の所有者又は占有者に対し、予算の範囲内において、景観重要建造物等に指定された物件の保全に対する経費の一部を補助することができるものとします。
- ②市は、国の登録有形文化財または須坂市歴史的建造物の所有者又は借受者に対し、予算の範囲内において、建造物の修理・改修の一部を補助することができるものとします。

資 料 編

資料1 マンセルカラー

1-1 一般地域のマンセル値

「一般地域」の景観育成基準で定める、外壁及び屋根等に使用できる色彩のマンセル値による彩度は、橙（YR）6、黄（Y）・赤（R）4、その他3以下です。



※印刷の都合上正しい色彩を表示することができないため、あくまでも目安としてください。

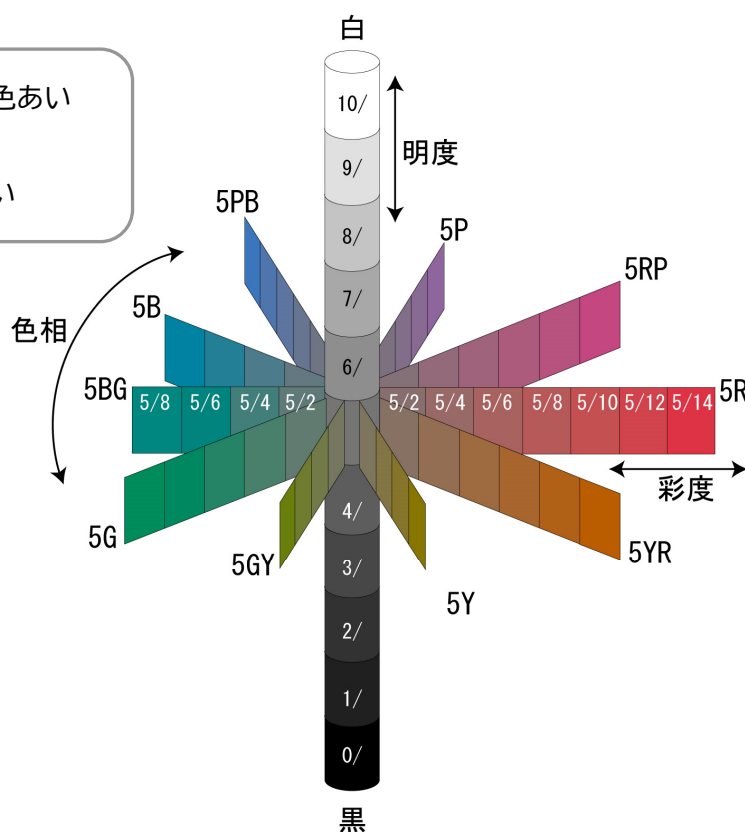
1-2 マンセル値とは

アメリカの美術教育者および画家であったアルバート・マンセルが1905年に考案したマンセル表色系では、ひとつの色を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現することができ、これに用いる値をマンセル値といいます。

これにより、赤や青、黄色など色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができ、日本工業規格（JIS）にも色彩の規格として採用され、「JIS 標準色票」は色見本として広く使用されています。

<色の3属性>

- ① 色相：赤、黄、緑、青などの色あい
- ② 明度：色の明るさの度合い
- ③ 彩度：色のあざやかさの度合い



マンセル表色系のイメージ

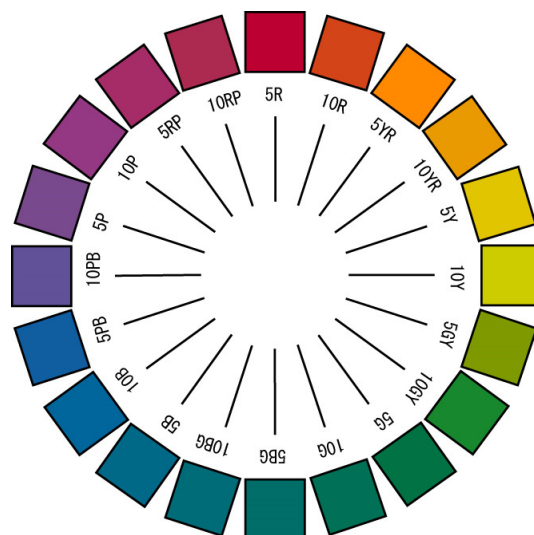


J I S 標準色票

① 色相 (Hue)

10種の基本色「赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)」とその度合を表す0～10までの数字を組み合わせ、10R や5Y などのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環といいます。

色味のない無彩色はN (ニュートラル) と表記します。



マンセルの色相環

② 明度 (Value)

明るさの度合いを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

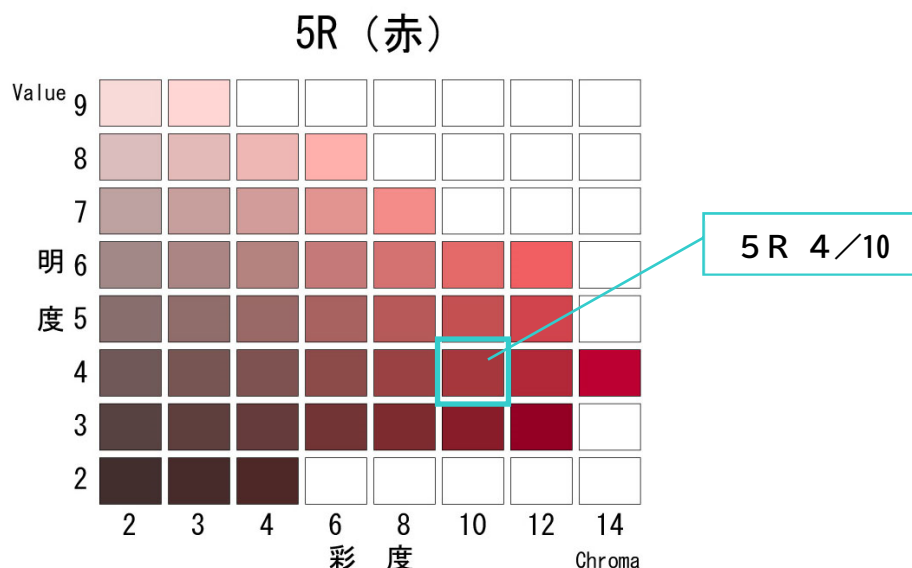
③ 彩度 (Chroma)

あざやかさの度合いを0～14程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

【マンセル値の表記方法と読み方】

マンセルによる色表記は、色相、明度、彩度の数値を用いて次のように表記します。

下図の□の色を示す例では、「5 R 4 / 10」と表記し、「5アール、4の10」と読み、色相5 R、明度4、彩度10を表します。



資料2 須坂市景観計画の策定体制と経過

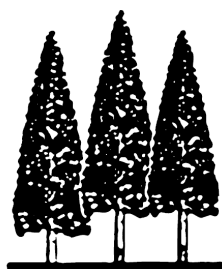
2-1 須坂市景観審議会 委員

(順不同、敬称略)

条例第24条第2項の内訳	氏 名	推薦団体・役職等
学識経験者	つちもと としかず 土本 俊和	信州大学工学部建築学科教授
関係諸団体から 推薦を受けた者	たけうち のぶこ 竹内 信子	須坂商工会議所 副会頭
	ほんどう ひろふみ 本藤 浩史	須坂市観光協会 会長
	いらい たかみ 岩井 隆己	須坂市商店会連合会 会長
	つかだ まさひろ 塚田 昌宏	長野建設事務所 建築課 課長
	たなか いくお 田中 郁男	須坂市農業委員会 会長代理
	おくはら としひろ 奥原 利広	須坂市区長会 副会長
	さとう かずとし 佐藤 一利	長野県建築士会ながの支部 副支部長 兼 須高ブロック長
	こさか ていじ 小坂 禎二	長野県広告塗装事業協同組合 副理事長
	いわさき ゆういち 岩崎 雄一	長野県宅地建物取引業協会 長野支部理事
	まるやま かつみ 丸山 勝美	北信造園組合 会計
	あるが ようこ 有賀 陽子	須坂市女性団体連絡協議会 委員
	こばやし よしのり 小林 義則	須坂景観づくりの会 理事長

2-2 策定の経過

年 月 日	会議等の名称	内容等
2013年10月1日	須坂市景観計画施行	
2021年3月9日	須坂市景観審議会（第1回）	須坂市景観計画の改定について 須坂市屋外広告物条例の制定について
7月30日	須坂市景観審議会（第2回）	景観計画改定（素案）、屋外広告物条例（素案）の審議
8月16日～ 9月16日	パブリックコメントの募集	景観計画改定（案）、屋外広告物条例（案）に対する意見募集
11月17日	須坂市景観審議会（第3回）	景観計画改定（案）、屋外広告物条例（案）の審議
2022年1月12日	須坂市都市計画審議会	景観計画改定（案）の審議
3月18日	須坂市景観をいかしたまちづくり条例の一部改正 市議会可決同日公布	景観事前協議制度
3月18日	須坂市屋外広告物条例 市議会可決同日公布	
7月1日	須坂市景観計画改定	
7月1日	須坂市景観をいかしたまちづくり条例の一部改正施行	景観事前協議制度
7月1日	須坂市屋外広告物条例の施行	



市の木 くますぎ



市の花 れんげつつじ

須坂市景観計画



発 行：2022 年 3 月 須坂市
編 集：須坂市まちづくり推進部まちづくり課
〒382 - 8511
長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1
電 話：026-248-9007
ファックス：026-248-9040
メー ル：s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp



須坂市